

「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」
（平成 26 年度～平成 29 年度まで）

（案）

平成 26 年 10 月

世 田 谷 区

世田谷区豪雨対策行動計画（後期）
（平成 26 年度～平成 29 年度まで）
（素案の案）

目 次

はじめに	1
1.世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方	3
1.1 位置づけ	3
1.2 目標	4
1.3 構成	5
1.4 体系	6
1.5 「行動計画」の期間	7
1.6 モデル地区の設定	8
2. 4つの柱に対する行動計画	9
2.1 河川・下水道の整備	9
2.2 流域対策	26
2.3 家づくり・まちづくり対策	46
2.4 避難方策	51
3.モデル地区の行動計画	55
3.1 用賀 3、4 丁目・上用賀地区	55
3.2 鎌田 1、2 丁目地区	64
3.3 上馬・弦巻地区	70
3.4 中町・上野毛地区	78
4.進捗管理等	86
4.1 実施主体	86
4.2 進捗管理	87
4.3 区及び都における主な整備内容の一覧	88

はじめに

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」、平成22年3月に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定しました。

今回、「世田谷区豪雨対策行動計画」の策定から約4年が経過したことから、これまでの行動実績を踏まえて世田谷区豪雨対策行動計画の見直しを行いました。

河川・下水道の改修・整備については、主に東京都の役割となっており、これまで、様々な計画や整備も進展してきたことから、区及び都における主な整備内容を整理し、さらに、今回の行動計画の見直しにおいて、検討した新たな対策内容についても示しました。

流域対策については、世田谷区豪雨対策基本方針で「世田谷区内全域で、平成29年度までに時間5mm降雨相当（約48万 m^3 ）の流出抑制を目指す」及び「世田谷区内全域で、平成49年度までに時間10mm降雨相当（約96万 m^3 ）の流出抑制を目指す」という目標を設定しました。今回の見直しにおいては、平成49年度までの96万 m^3 の流出抑制を基本に捉え、平成29年度までは新たにこれまでの実績を踏まえ、現実に即した流域対策量を設定し、新たに『行動目標』として設定しました。

また、平成25年7月23日の局地的な集中豪雨などにより、多くの家屋が水害被害に見舞われています。このことより、水害被害が大きな地域においては、新たなモデル地区を追加し、被害の軽減を目指していきます。

国については、平成26年5月に「雨水の利用の推進に関する法律」、平成26年7月に「水循環基本法」が施行されました。世田谷区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」の実現に向けて、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）～平成26年度から29年度まで～」に基づき、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、豪雨対策をより一層推進してまいります。

行動計画（後期）における主な改定

今回の行動計画見直しにおける主な改定点は、表1のとおりです。

表1 主な改定内容

4つの柱	主な改定内容
流域対策	①「行動目標」の新設 ……P. 26
	②単位対策量の引き上げ（道路の単位対策量を300m ³ /haから400m ³ /haに強化 【モデル地区は500m ³ /haから600m ³ /haに強化】） 新工法・新材料の活用を促進（街渠柵ふたの調査・研究）
	③モデル地区の追加 ……P. 70 （上馬・弦巻地区及び中町・上野毛地区）
	④助成制度の見直し（雨水タンクの助成範囲の拡充や駐車場やコインパーキング等の調査及び整備時における助成枠の追加など） ……P. 37
	⑤「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」における手続きの簡略化 ……P. 37
	⑥雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理 ……P. 29
まち家づくり対策	①土のうステーションの設置 ……P. 48
	②浸水被害状況を迅速かつ的確に把握するための仕組みの構築 ……P. 47
	③地区街づくり計画による浸水対策の促進 ……P. 48

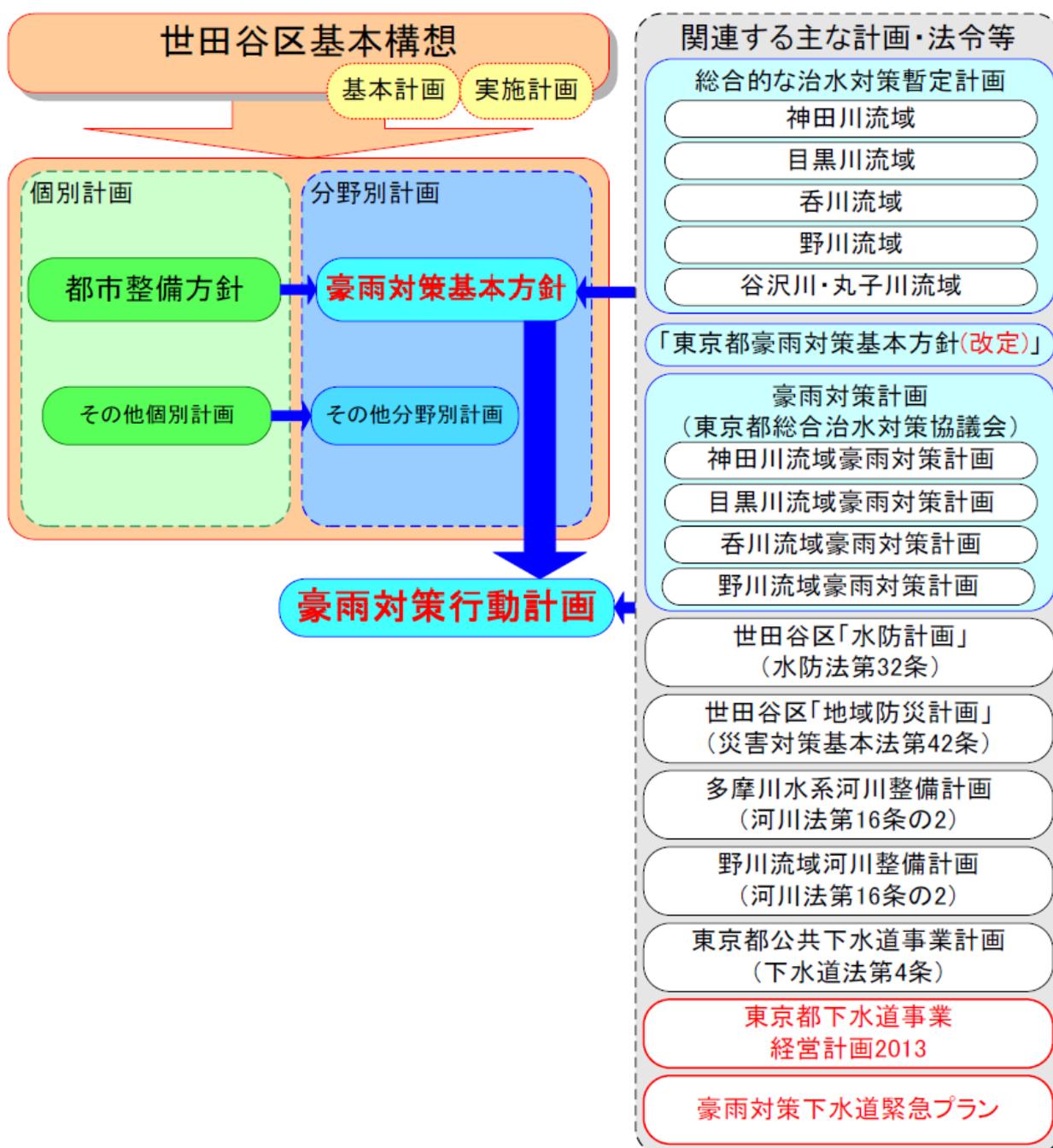
1. 世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方

1.1 位置づけ

「世田谷区豪雨対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、「世田谷区豪雨対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づく豪雨対策を計画的に推進するため、平成 29 年度までの目標達成を見据えながら、事業の内容や実施目標を示しています。

この「行動計画」は、区、区民、事業者、国、都等が主体となり、事業を推進していくものです。また、区は、事業の推進に当たって、区民、事業者、国、都等と連携・調整・協力してまいります。

図 1.1 「行動計画」の位置づけ



1.2 目標

「行動計画」における目標は、「基本方針」で定めている 10 年後の目標とします。

「行動計画」の目標

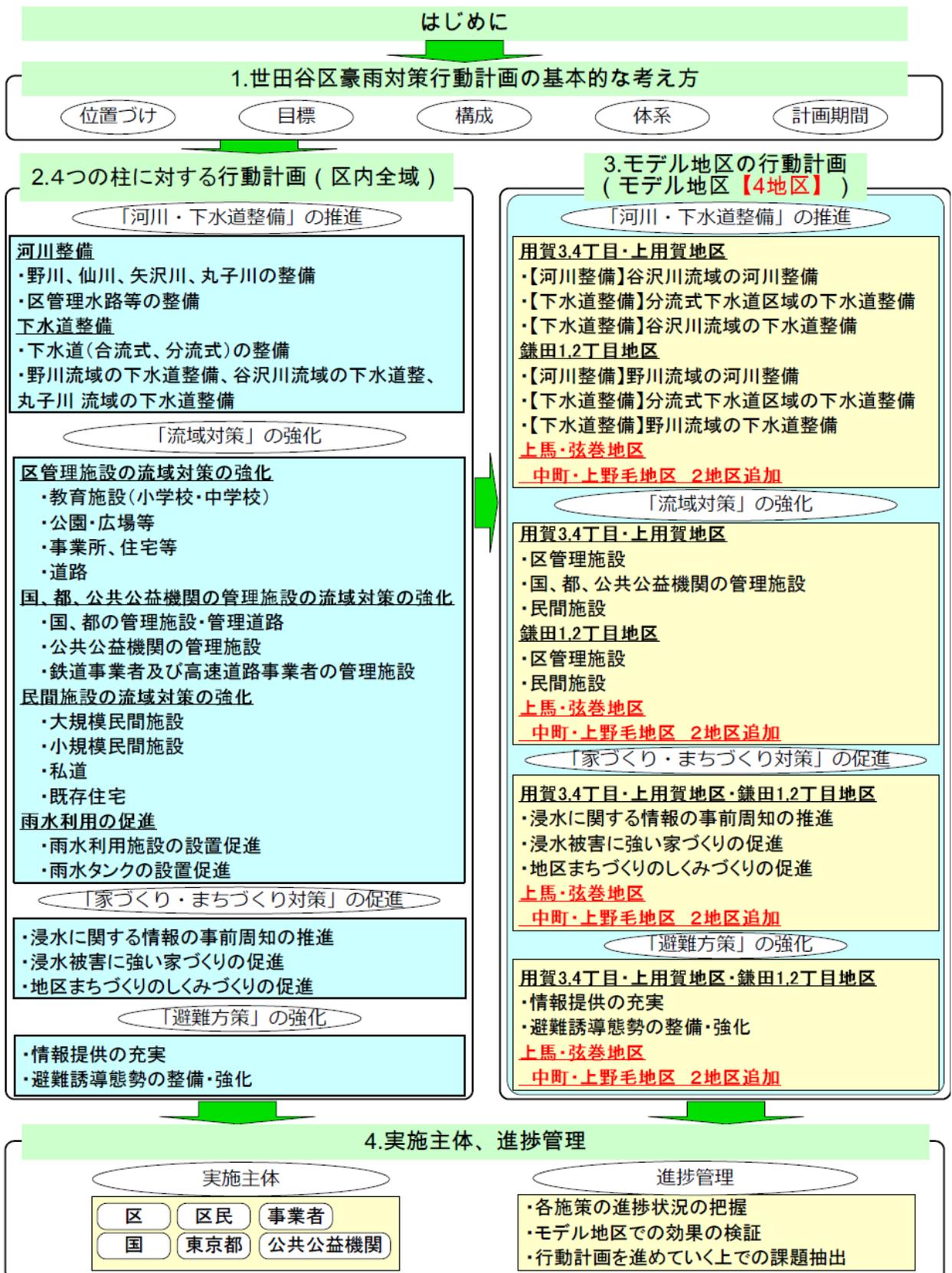
- ・概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。
- ・既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指します。

※「東京都豪雨対策基本方針（改正）」によって谷沢川・丸子川流域は、対策強化流域に選定された。
また、対策強化流域・対策強化地区においては、現在からおおむね 30 年後までに、区部で時間 75 ミリ、多摩部で時間 65 ミリまでは浸水被害を防止することとなった。

1.3 構成

「行動計画」の構成は図 1.2 のとおりです。

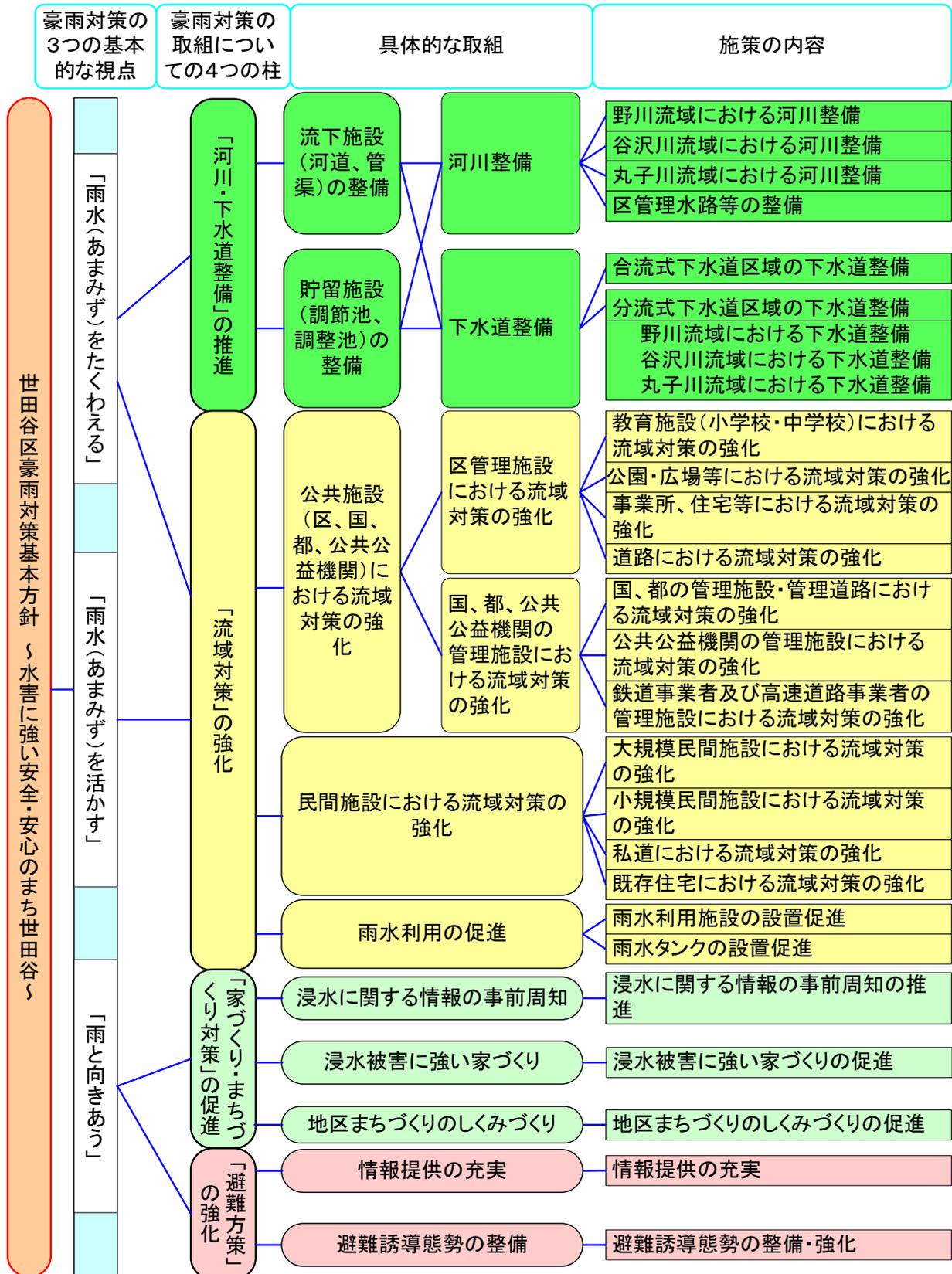
図 1.2 「行動計画」の構成



1.4 体系

「行動計画」では、「基本方針」に掲げた、豪雨対策の取組についての4つの柱に対する具体的な取組に対して、それぞれの施策の内容を示します。

図 1.3 「行動計画」の体系図



1.5 「行動計画」の期間

「行動計画」の期間は、「基本方針」で定めた目標を着実に達成していくため、「基本方針」の目標である平成29年度までとします。

なお、「基本方針」は、平成19年8月策定の「東京都豪雨対策基本方針」や過去の水害の状況等を踏まえて平成21年10月に策定しました。また、「基本方針」における10年後、30年後の目標年度は、「東京都豪雨対策基本方針」との整合を図るため、10年後を平成29年度、30年後を平成49年度としています。

表 1.1 「行動計画」の期間

	年度												
	H19 基準	H20 1年後	H21 2年後	H22 3年後	H23 4年後	H24 5年後	H25 6年後	H26 7年後	H27 8年後	H28 9年後	H29 10年後	H30~ H49	
世田谷区 豪雨対策 基本方針		●	●							●	●	〽	
		検討 H21年10月策定								時点修正	中期目標		
世田谷区 豪雨対策 行動計画		●	●										
		検討 H22年3月策定								H26年12月(後期)			
東京都 豪雨対策 基本方針	●											●	〽
	H19年8月策定								H26年6月改定	中期目標			
神田川流 域豪雨対 策計画		●											
	H21年3月策定												
目黒川流 域豪雨対 策計画			●										
	H21年11月策定												
呑川流域 豪雨対策 計画			●										
	H21年11月策定												
野川流域 豪雨対策 計画			●										
	H21年11月策定												
水循環基本法													〽
							H26年7月施行						
雨水の利用の推進に関する 法律													〽
							H26年5月施行						

1.6 モデル地区の設定

具体的な取組みに対するそれぞれの施策については、区内全域で取り組んでいきますが、豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区については、「基本方針」に示す過去の浸水状況や地区計画等で流域対策の促進が図られる地区等の選定項目を踏まえて、豪雨対策のモデル地区として位置づけます。

その地区においては、豪雨対策における施策を優先して実施していくとともに、流域対策の基準の強化や土のうステーションなどの自助のとりくみで、豪雨対策効果の早期発現を図ります。

これまで、モデル地区は、「用賀 3、4 丁目・上用賀地区」と「鎌田 1、2 丁目地区」の 2 地区区でしたが、行動計画策定以降の新たな改修、整備の計画や浸水被害などを勘案し、「上馬・弦巻地区」と「中町・上野毛地区」を新たなモデル地区として位置づけます。なお、各モデル地区の行動計画は 3 章に示します。

図 1.4 モデル地区の位置図



2. 4つの柱に対する行動計画

ここでは、「基本方針」に掲げた豪雨対策の取組についての4つの柱である「河川・下水道の整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進及び「避難方策」の強化について、それぞれの施策の目標を示すとともに、目標の達成に向けた「取組内容等」、「具体の行動」及び「これまでの活動実績と行動計画（後期）」を示しています。

今回、行動計画の策定から約4年が経過したことから、これまでの活動実績を踏まえた上で、行動計画の見直しを行いました。

2.1 河川・下水道の整備

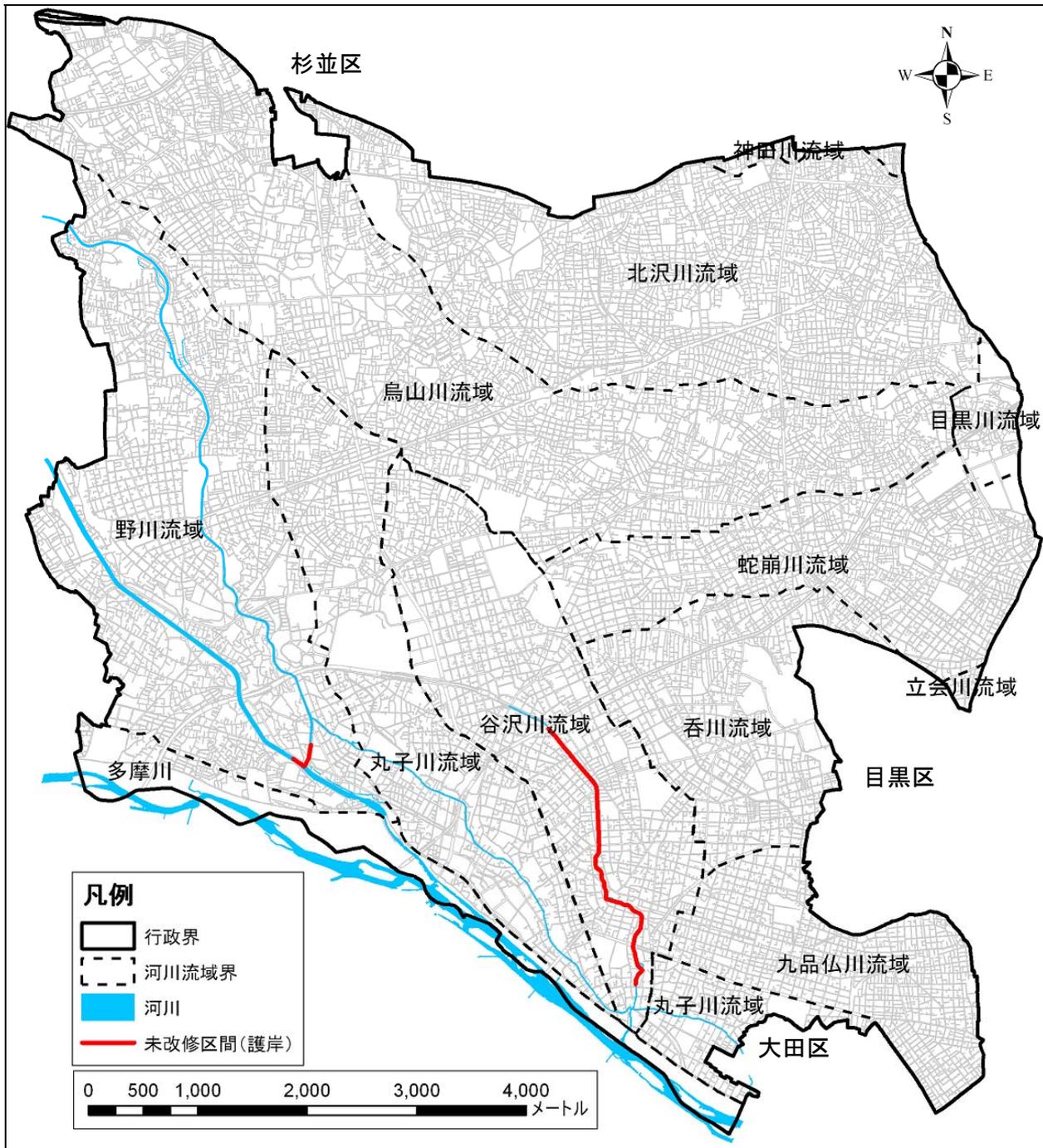
2.1.1 河川の整備状況

区内の一級及び二級河川の整備は、多摩川を除いて基本的に東京都の役割となっています。このうち、一級河川である野川、仙川、谷沢川及び丸子川^{※1}は、現在、時間50ミリ相当の降雨に対応する整備が完了していません。平成26年3月末現在野川、仙川の整備率は9割を超えています。谷沢川については、谷沢川流域河川整備計画を検討中です。なお、二級河川である目黒川、烏山川、北沢川、蛇崩川、呑川及び九品仏川は、昭和30年代に河道の暗渠化が進められたことで、下水道幹線になっています。区内における河川の整備状況を図2.1に示します。

区内には、雨水の流下施設として、河川や下水道のほか、区管理水路や雨水対策として区が敷設し、管理している在来雨水管があります。行動計画においては、区管理水路や在来雨水管の活用方針を河川整備の行動計画の中で示しています。

※1 丸子川流域は下水道整備により時間50ミリ相当の降雨への対応をする計画であるため、丸子川は現在の流下能力の確保に努めます。

図 2.1 区内における中小河川の整備状況（平成 26 年 3 月末現在）



参照：「東京都第二建設事務所事業概要（平成 25 年版）」

2.1.2 河川整備の行動計画

(1) 河川整備の基本的な考え方

【目標】

河川施設全体で時間 50 ミリ相当の降雨への対応^{※1}を目指して、河川整備を進めるとともに、河川の流下能力の確保を図るため、都、区の役割分担に基づき、適切な維持管理を実施する。

【取組内容等】

- ①河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②河道や河床などの河川の異常の早期発見に努め、都・区の役割分担に基づき、適切な維持管理に努める。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①河道改修（護岸整備、河床掘削等）を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②河道の維持管理（草木の伐採や河川内のごみの撤去等）に努める。
- ②護岸の維持管理（護岸における草木の伐採や護岸劣化箇所の改修等）に努める。
- ②定期的な河川パトロールの実施及び区民等からの通報に適切に対応する。

※1 丸子川流域は下水道整備により時間 50 ミリ相当の降雨への対応をする計画であるため、丸子川は現在の流下能力の確保に努めます。

(2) 野川流域における河川整備

【目標】

野川流域豪雨対策計画における平成 29 年度までの目標である「時間 50 ミリ相当の降雨への対応」を目指して、河川整備を進める。

【取組内容等】

- ①河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②河川増水時における、河川利用者の安全性の確保に努める。
- ③野川、仙川の上流自治体に対して、区の豪雨対策の取り組みについて協力を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①野川流域豪雨対策計画に基づいて都が実施する野川・仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図るとともに時間 50 ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請する。
- ①「野川・仙川改修促進期成同盟」や「野川流域連絡会」などを通じて、区、流域の他自治体、都及び区民の連携による河川管理や豪雨対策の実践に向けた取り組みを進める。
- ①「野川・仙川改修促進期成同盟」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」などにおいて、河道における時間雨量 50 ミリ対応の河川改修の早期実現、調節池整備による時間雨量 65 ミリ対応の早期実現及び多自然川づくり等、環境に配慮した河川整備の実施を都に対して継続的に要請する。
- ②河川増水時における危険性を周知するための看板等を増設する。
- ③野川、仙川の上流自治体に対して、流域対策や貯留管の設置等を促進するため、区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請する。

▼野川における河川整備工事の状況(平成 21 年 4 月) ▼仙川における護岸整備後の状況(平成 21 年 4 月)



撮影場所:新吉澤橋付近



撮影場所:せきれい橋(都立祖師谷公園内)付近

(3) 谷沢川流域における河川整備

【目標】

時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指して、河川整備を進める。

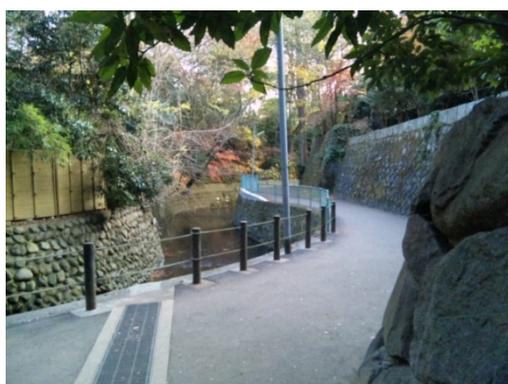
【取組内容等】

- ①河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②河川増水時における、河川利用者の安全性の確保に努める。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①河川整備計画の早期策定と計画に基づく河川整備に向けて、都と連携・調整を図るとともに時間 50 ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請する。
- ①都、区が谷沢川流域の総合的な治水対策について、検討、協議するための場（仮称）「谷沢川流域情報連絡会」（以下、「情報連絡会」という。）の構築に向け、都と連携・調整を図る。
- ①情報連絡会では、河川整備計画や下水道整備計画等について、協議を行うとともに、矢川橋上流付近など浸水被害が多い箇所での局所的対策などの短期的計画についても、協議を行い、応急的な維持工事などを行う。
- ①「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川、丸子川流域の総合治水対策の早期検討・実施、並びに谷沢川流域における河川整備計画の早期策定及び河川改修整備事業の早期実施を都に対して継続的に要請する。
- ②等々力溪谷公園内及びその周辺地域において、河川増水時における危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討し、河川利用者の安全性の確保に努める。

▼晴天時の谷沢川の状況（平成 21 年 12 月）



▼氾濫時の谷沢川の状況（平成 20 年 8 月）



場所：等々力溪谷公園付近

(4) 丸子川流域における河川整備

【目標】

丸子川流域は、下水道整備により時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指すため、丸子川流域の河川については、現況の流下能力の確保に努める。

【取組内容等】

- ①丸子川流域である谷戸川について、「谷戸川整備基本計画」に基づく河川整備を推進する。
- ②現況の流下能力が確保されるよう、河川の適切な維持管理に努める。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①（仮称）「谷戸川整備基本設計」を実施する。
- ①（仮称）「谷戸川整備詳細設計」を実施する。
- ①景観や水生生物の生息・移動等に配慮して、谷戸川中・下流域における整備を推進する。
- ①谷戸川中流域の雨水貯留施設（砵公園内）の整備を推進するため、都と調整を図る。
- ②河道の横断面積確保のため、占用物の撤去の指導や流出部における、きょう雑物*の除去など、適切な維持管理に努める。

※きょう雑物:水の流れを阻害する枯草や落ち葉等をいいます。

▼丸子川上流部の状況(平成21年4月)



場所: 丸子川親水公園付近

▼谷戸川上流部の状況(平成20年11月)



場所: 東山野広場付近

▼丸子川流出部の状況(平成21年12月)



場所: 八幡橋付近

(5) 区管理水路等の整備

【目標】

浸水被害の軽減を図るため、区管理水路及び在来雨水管の積極的な活用を図る。

【取組内容等】

- ①区管理水路及び在来雨水管の活用方針を定める。
- ②方針に基づき、区管理水路及び在来雨水管の整備・維持管理に努める。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区管理水路及び在来雨水管の現況調査を実施し、現況図と現況調書を作成する。（平成 26 年度完了予定）
 - ①（仮称）「水路整備基本方針」及び（仮称）「在来雨水管活用方針」を策定する。
 - ②（仮称）「水路整備基本方針」及び（仮称）「在来雨水管活用方針」に基づき、区管理水路及び在来雨水管の整備や維持管理に努める。
- ②現況調書、現況図及び完成図等を工事情報システム等において一元管理し、区管理水路及び在来雨水管の効率的かつ効果的な活用に努める。

▼区管理水路の状況(用賀地区)(平成 21 年 10 月) ▼区管理水路の状況(鎌田地区)(平成 21 年 10 月)



場所:上用賀三丁目地先



場所:鎌田二丁目地先

2.1.3 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.1 に示します。

表 2.1(1) 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「河川・下水道整備」の推進（河川整備）	基本的な考え方	河道改修（護岸整備、河床掘削等）を進めるため、都と連携・調整	野川・仙川改修促進期成同盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会、目黒川環境整備促進流域三区連絡会で要望活動 東京都と地元との連絡・調整				継続			
		河道の維持管理（草木の伐採や河川内のごみの撤去等）を実施	通報を受けて、ごみの撤去を実施				継続			
		護岸の維持管理（護岸における草木の伐採や護岸劣化箇所の改修等）を実施	年2回護岸の草刈を実施				継続			
		定期的な河川パトロールの実施及び区民等からの通報に適切に対応	年2回河川の点検を実施 河川のパトロールを毎日実施				継続			
	野川流域における河川整備	野川流域豪雨対策計画に基づいて都が実施する野川・仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図るとともに時間50ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請	野川・仙川改修促進期成同盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会、目黒川環境整備促進流域三区連絡会で要望活動 東京都と地元のパイプ役				継続			
		「野川・仙川改修促進期成同盟」や「野川流域連絡会」などを通じて、区、流域の他自治体、都及び区民の連携による河川管理や豪雨対策の実践に向けた取り組みを推進	平成22年4月 平成22年12月 野川環境保全 月野川流域協議会でPR でPR 野川流連水環境分科会にて、市民参加の世田谷ダム構想について検討				継続			
		「野川・仙川改修促進期成同盟」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」などにおいて、河道における時間雨量50ミリ対応の河川改修の早期実現、調整池整備による時間雨量65ミリ対応の早期実現及び多自然川づくり等、環境に配慮した河川整備の実施を都に対して継続的に要請	河道における時間雨量50ミリ対応の河川改修の早期実現、調整池整備による時間雨量65ミリ対応の早期実現及び多自然川づくり等、環境に配慮した河川整備の実現を都に対して継続的に要請				継続			
		河川増水時における危険性を周知するため、看板等を増設	中之橋2箇所増設 神明橋1箇所増設				継続			
	野川、仙川の上流自治体に対して、流域対策や貯留管の設置等を促進するため、区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請	区の豪雨対策計画のPRを随時実施し協力を依頼 関連自治体へ協力を依頼				継続				

表 2.1(2) 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「河川・下水道整備」の推進（河川整備）	谷沢川流域における河川整備	河川整備計画の早期策定と計画に基づく河川整備に向けて、都と連携・調整を図るとともに時間50ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請	城南五区下水道・河川協議会、事務レベルにおいて要望活動					継続		
		都、区が谷沢川流域の総合的な治水対策について、検討、協議するための場(仮称)「谷沢川流域情報連絡会」(以下、「情報連絡会」という。)の構築に向け、都と連携・調整	東京都総合治水対策協議会 矢沢川・丸子川検討部会の設置					継続		
		情報連絡会では、河川整備計画や下水道整備計画等について、協議を行うとともに、矢川橋上流付近など浸水被害が多い箇所の局所的対策などの短期的計画についても、協議を行い、応急的な維持工事などを実施	矢川橋上流部、自由勾配側溝、吐口、マウントアップ					継続		
		「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川、丸子川流域の総合治水対策の早期検討・実施、並びに谷沢川流域における河川整備計画の早期策定及び河川改修整備事業の早期実施を都に対して継続的に要請	河川整備計画の早期策定並びに河川改修整備事業の早期実現を都に対して継続的に要請					継続		
		等々力溪谷公園内及びその周辺地域において、河川増水時における危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討	危険性の周知看板を設置済み					継続		
	丸子川流域における河川整備	(仮称)「谷戸川整備基本設計」の実施	「谷戸川整備基本設計」を踏まえて下流部の整備に着					継続		
		(仮称)「谷戸川整備詳細設計」の実施		六の橋～七の橋間	七の橋～岡本もみじが丘バス停			継続		
		景観や水生生物の生息・移動等に配慮して、谷戸川中・下流域における整備を推進			六の橋～七の橋間			継続		
		谷戸川中流域の雨水貯留施設(砧公園内)の整備を推進するため、都と調整						都との調整を実施		
		河道の横断面積確保のため、占用物の撤去の指導や流出部における、きょう雑物の除去など、適切な維持管理を実施	通報を受けて、ごみの撤去などを実施					継続		

表 2.1(3) 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

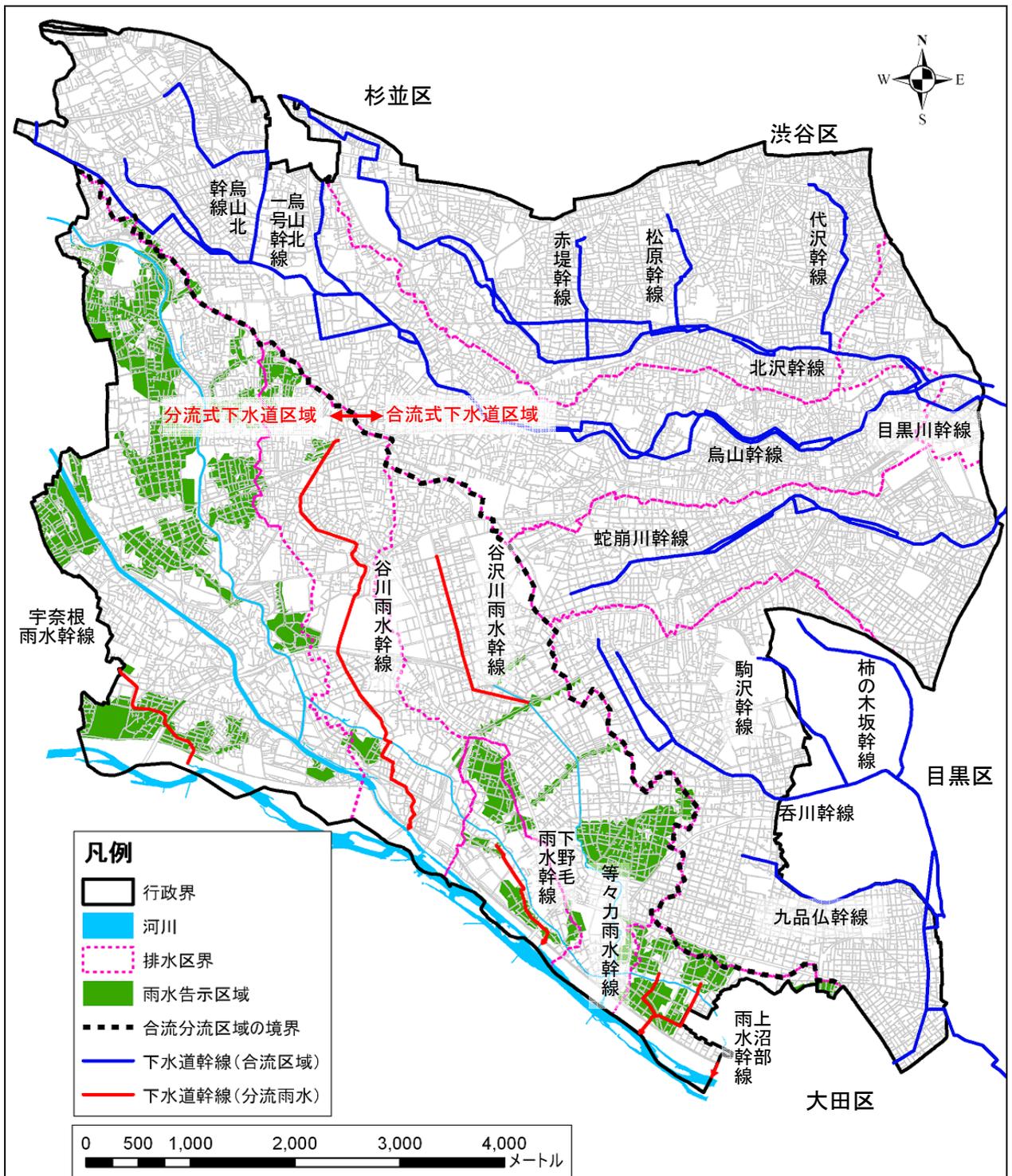
4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「河川・下水道整備」の推進（河川整備）	区管理水路等の整備	区管理水路及び在来雨水管の現況調査を実施し、現況図と現況調書を作成	矢沢川・丸子川流域の現地調査を実施	野川の現地調査を実施	仙川の現地調査を実施		継続			
		(仮称)「水路整備基本方針」及び(仮称)「在来雨水管活用方針」を策定		モデル地区(用賀地区)の流出解析			継続			
		(仮称)「水路整備基本方針」及び(仮称)「在来雨水管活用方針」に基づき、区管理水路及び在来雨水管の整備や維持管理を実施					継続			
		現況調書、現況図及び完成図等を工事情報システム等において一元管理し、区管理水路及び在来雨水管の効率的かつ効果的に活用					継続			

2.1.4 下水道の整備状況

下水道の整備は、東京都が主体となって行っており、合流式下水道区域においては、概ね整備が完了しています。また、分流式下水道区域の污水管整備については、概ね整備が完了していますが、分流式下水道区域の雨水管整備については、約2割（平成25年7月現在）の整備率となっています。

区内における下水道の整備状況を図2.2に示します。

図2.2 下水道の整備状況図（平成25年7月現在）



参照:「東京都下水道告示現況図(平成25年7月1日)」

2.1.5 下水道整備の行動計画

(1) 下水道整備の基本的な考え方

【目標】

下水道施設全体で時間50ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進めるとともに、下水道施設の能力確保を図るため、都、区の役割分担に基づき、適切な維持管理を実施する。

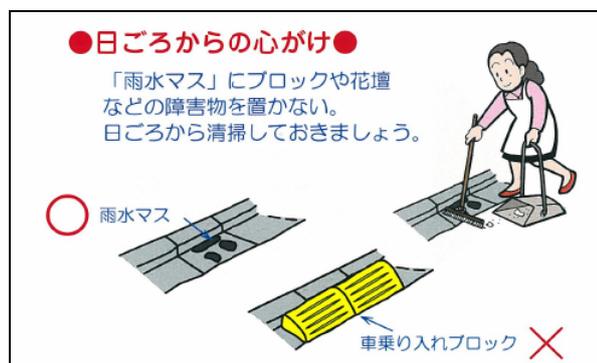
【取組内容等】

- ① 下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ② 都と連携・協力して、下水道施設の維持管理を実施する。
- ③ 自助、共助、公助の観点から、都と連携・協力して区民へPRを行う。

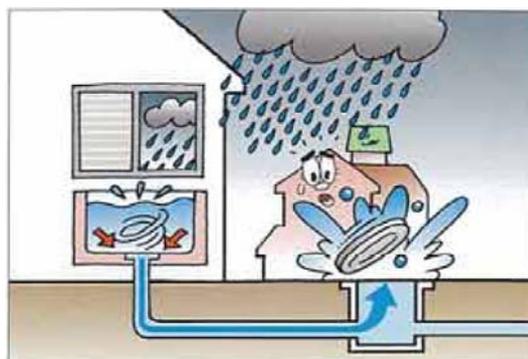
【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 東京都総合治水対策協議会が作成した各流域（神田川、目黒川、呑川及び野川）の豪雨対策計画に基づく下水道整備を進めるため、都と協議・調整を図る。
- ① 下水道整備の推進を図るため、下水道局と「下水道事業説明会」や「雨水対策連絡会」を定期的に開催する。
- ① 雨水管等の下水道施設の整備にあわせて公共雨水ますの浸透ます化を図る。
- ① 雨水管等の下水道施設の整備を推進するため、都からの受託体制の拡充を検討する。
- ② 区が管理する道路側溝や雨水ますの適切な維持管理に努める。
- ②③ 宅内雨水ますの浸透ます化や清掃等の適切な維持管理について、都と連携・協力して区民へPRを行う。
- ②③ 敷地周辺の雨水ますの閉塞防止や道路側溝の清掃の協力について、都と連携・協力して区民へPRを行う。

▼雨水ます部の閉塞イメージ



▼豪雨時の排水による下水道からの溢水イメージ



出典：「半地下、地下の浸水対策」パンフレット（世田谷区） 出典：「水害のないまちづくり」パンフレット（東京都総合治水対策協議会）

(2) 合流式下水道区域の下水道整備

【目標】

神田川、目黒川及び呑川流域豪雨対策計画における平成 29 年度までの目標である「下水道施設全体で時間 50 ミリ相当の降雨に対応すること」を目指して、下水道整備を進める。

【取組内容等】

- ①神田川、目黒川及び呑川流域豪雨対策計画に基づいて、都が実施する下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②関連区市に対して、区の豪雨対策の取り組みについて協力を要請する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①浸水被害が多い箇所における道路新設時の公共下水道の部分分流化^{※1}や増補管^{※2}、バイパス管^{※3}等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①下水道施設の改築や更新にあわせた宅内排水の汚水と雨水の分流化を促進するため、都と連携・調整を図る。
- ①暫定分流解消工事^{※4}にあわせて、宅内の分流化を可能な限り促進する。
- ①「東京都下水道事業経営計画 2013」に示されている蛇崩川幹線の増強施設や豪雨対策下水道緊急プランに示されている呑川幹線の増強施設の早期整備を都に対して継続的に要請していく。
- ②烏山幹線は上流から三鷹市の雨水が流入していることから、三鷹市の合流改善等の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を三鷹市へ周知し、協力を要請する。

- ※1 部分分流化： 合流式下水道（汚水と雨水とを同じ管に收容する下水道）区域で、汚水と雨水が分離可能な地区に対し、管渠を新たに設置して、汚水と雨水を分離することです。
- ※2 増補管： 既存の下水道管では対応しきれない雨水を処理するため、同ルートに新たに増設する管渠のことです。
- ※3 バイパス管： 既存の下水道管では対応しきれない雨水を処理するため、新たに雨水管渠を敷設し、バイパスさせる管渠のことです。
- ※4 暫定分流解消工事： 目黒川流域の下水道処理方式は、合流式下水道となっており一定量を越える降雨時にその雨水の一部を河川等に放流しています。
しかし、区内の目黒川流域の下水道整備当時は、目黒川の河川改修が未完成であったため、合流式下水道を整備すると、大雨時に多量の雨水が目黒川に放流されることにより、その中・下流域では、浸水被害の恐れがありました。
これらの被害を未然に防ぐため、目黒川流域の一部区域では、合流式下水道区域でありながら、汚水は下水道管に排水し、雨水は下水道管へ直接排水するのではなく、道路内の U 形溝や円形管渠等で排水することにより、雨水が目黒川に流れ込む量と時間を調整した方式で下水道を整備していました。このような区域を暫定分流区域といいます。
現在は、目黒川の河川改修が概ね完了しましたので、雨水排水のための道路内の U 形溝や円形管渠等を撤去し、雨水を直接下水道管に流すように改良する工事を実施しています。このような工事を暫定分流解消工事といいます。

(3) 分流式下水道区域の下水道整備

1) 野川流域における下水道整備

【目標】

野川流域豪雨対策計画における平成 29 年度までの目標である「時間 50 ミリ相当の降雨に対応すること」を目指して、下水道整備を進める。

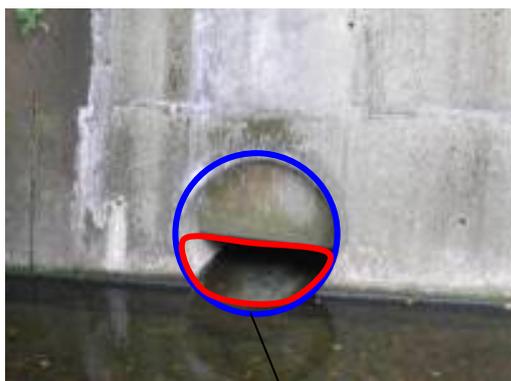
【取組内容等】

- ①野川流域豪雨対策計画に基づいて、都が実施する下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②関連区市に対して、区の豪雨対策の取り組みについて協力を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①雨水管等の下水道施設の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①河川の整備状況にあわせた雨水吐口の放流量の拡大を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①「野川・仙川改修促進期成同盟」、「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」及び「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、分流式下水道雨水管の吐口における放流量の拡大、並びに野川流域における合流改善及び雨水管の早期整備を都に対して継続的に要請する。
- ②宇奈根雨水幹線は上流から狛江市の雨水が流入していることから、狛江市の雨水対策の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を狛江市へ周知し、協力を要請する。

▼仙川の放流量規制箇所(平成 20 年 11 月)



場所: 成城橋付近

▼野川の放流量規制箇所(平成 20 年 11 月)



場所: 野川緑地広場付近

改修が完了していない河川の雨水吐口は、浸水被害の恐れがあるため、放流量を規制しています。これらの雨水吐口において、流量規制断面（赤色部分）を計画断面（青色部分）にすることで、吐口からの放流量が拡大し、浸水被害を軽減することが出来ます。

2) 谷沢川流域における下水道整備

【目標】

時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進める。

【取組内容等】

①谷沢川流域における下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①都、区が谷沢川流域の総合的な治水対策について、都と連携・調整を図るとともに時間 50 ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請する。
- ①情報連絡会では、下水道整備等の中長期的計画について、協議を行うとともに、浸水被害が多い箇所での局所的対策などの短期的計画についても、協議を行う。

3) 丸子川流域における下水道整備

【目標】

時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進める。

【取組内容等】

①丸子川流域における下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①野川流域豪雨対策計画に基づく谷川雨水幹線の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①下水道雨水管の未整備箇所における下水道整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、谷川雨水幹線の早期完成及び完成後の面的な雨水管整備の推進を都に対して継続的に要請する。

2.1.6 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.2 に示します。

表 2.2(1) 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「河川・下水道整備」の推進（下水道整備）	基本的な考え方	東京都総合治水対策協議会が作成した各流域（神田川、目黒川、呑川及び野川）の豪雨対策計画に基づく下水道整備を進めるため、都と協議・調整	目黒川環境整備促進流域三区連絡会、城南五区下水道河川連絡会等を通じて要望活動を実施					継続		
		下水道整備の推進を図るため、下水道局と「下水道事業説明会」や「雨水対策連絡会」を定期的に開催	毎年、東京都下水道局（基幹施設再構築事務所、南部分流事務所）と下水道関連連絡調整協議会を開催し、情報提供・意見交換を実施					継続		
		雨水管等の下水道施設の整備にあわせて公共雨水ますの浸透ます化を実施	公共雨水ますの浸透ます化をPR					継続		
		雨水管等の下水道施設の整備を推進するため、都からの受託体制の拡充を検討	下水道整備係を新設し、雨水管枝線工事等の受託工事を実施					継続		
		区が管理する道路側溝や雨水ますの適切な維持管理を実施	維持管理を随時実施					継続		
		宅内雨水ますの浸透ます化や清掃等の適切な維持管理について、都と連携・協力して区民へPR	パンフレット・チラシによるPRを実施					継続		
		敷地周辺の雨水ますの閉塞防止や道路側溝の清掃の協力について、都と連携・協力して区民へPR	パンフレット・チラシによるPRを実施					継続		
	合流式下水道区域の下水道整備	浸水被害が多い箇所における道路新設時の公共下水道の部分分流化や増補管バイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	浸水被害が多い箇所の浸水被害軽減のための対策を実施					継続		
		下水道施設の改築や更新にあわせて宅内排水の汚水と雨水の分流化を促進するため、都と連携・調整	部分分流化を実施					継続		
		暫定分流解消工事にあわせて、宅内の分流化を可能な限り促進	部分分流化を実施					継続		
「東京都下水道事業経営計画2013」に示されている蛇崩川幹線の増強施設や豪雨対策下水道緊急プランに示されている呑川幹線の増強施設の早期整備を都に対して継続的に要請							新規			
三鷹市の合流改善等の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を三鷹市へ周知し、協力を要請		流連、環境保全協議会で要請					継続			

中田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.2(2) 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「河川・下水道整備」の推進（下水道整備）	分流式下水道区域の下水道整備	雨水管等の下水道施設の整備を進めるため、都と連携・調整	要望活動、雨水管整備組織の設立、工事毎の調整					継続			
		浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道分流地域における雨水管整備にあわせて検討					継続			
		河川の整備状況にあわせた雨水吐口の放流量の拡大を進めるため、都と連携・調整	都河川部、都下水道局へ要請					継続			
		「野川・仙川改修促進期成同盟」などにおいて、分流式下水道雨水管の吐口における放流量の拡大、並びに野川流域における合流改善及び雨水管の早期整備を都に対して継続的に要請						新規			
		狛江市の雨水対策の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を狛江市へ周知し、協力を要請	狛江市へ周知し協力を要請					継続			
	谷沢川流域における下水道整備	都、区が谷沢川流域の総合的な治水対策について、都と連携・調整を図るとともに時間50ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請	東京都総合治水対策協議会 矢沢川・丸子川検討部会の設置					継続			
		情報連絡会では、下水道整備等の中長期的計画について、協議を行うとともに、浸水被害が多い箇所の局所的対策などの短期的計画についても協議	下水道整備などの計画について協議					継続			
		野川流域豪雨対策計画に基づく谷川雨水幹線の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道局と協議及び早期整備の要望					継続			
	丸子川流域における下水道整備	下水道雨水管の未整備箇所における下水道整備を進めるため、都と連携・調整	下水道局と連携・調整・受託の拡大					継続			
		浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道分流地域における雨水管整備にあわせて検討					継続			
		「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、谷川雨水幹線の早期完成及び完成後の面的な雨水管整備の推進を都に対して継続的に要請						新規			

2.2 流域対策

2.2.1 流域対策の現状と目標対策量の考え方

世田谷区では昭和 50 年代より、雨水貯留浸透施設の設置に取り組んでおり、平成 25 年 3 月末現在で、27.7 万 m³の流域対策を行っています。また、流域対策の整備率としては、10 年後の目標対策量である 48 万 m³に対して約 57%となっています。（図 2.3 参照）

しかし、流域対策を現状のペースで進めた場合、平成 29 年度の目標達成が困難と考えられ（表 2.3、図 2.4 参照）、区、国、都並びに区民や事業者が一体となり、これまで以上に流域対策を進めていくことが必要です。そのため、後期行動計画においては、目標対策量の達成に向けた新たな対策を実施し、流域対策の強化を図ります。

新たな対策を実施することにより、平成 29 年度における流域対策量（以下、この流域対策量を「行動目標」という。）は 39.4 万 m³（目標対策量の 82%）になると想定されますが、これまでの対策と新たな対策を継続して実施することにより、30 年後の対策量は、目標対策量（約 96 万 m³）を超え、「世田谷区内全域において、時間 10 ミリ降雨相当（世田谷区全域で約 96 万 m³）の流出抑制を実現する。」という、30 年後の目標を達成します。（図 2.5 参照）

また、平成 26 年 6 月に改定された「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に掲げられている目標として、オリンピック・パラリンピック開催時に豪雨からの生命・安全を確保し、浸水被害の軽減を図ることを目指し、対策強化流域（9 流域）において、平成 36 年度までに時間 6 ミリ降雨相当分の流域抑制を実施することとしている。これについても、今回の後期行動計画の実施により、平成 36 年度の目標を達成します。

図 2.3 年度別設置実績（平成 25 年 3 月末現在）

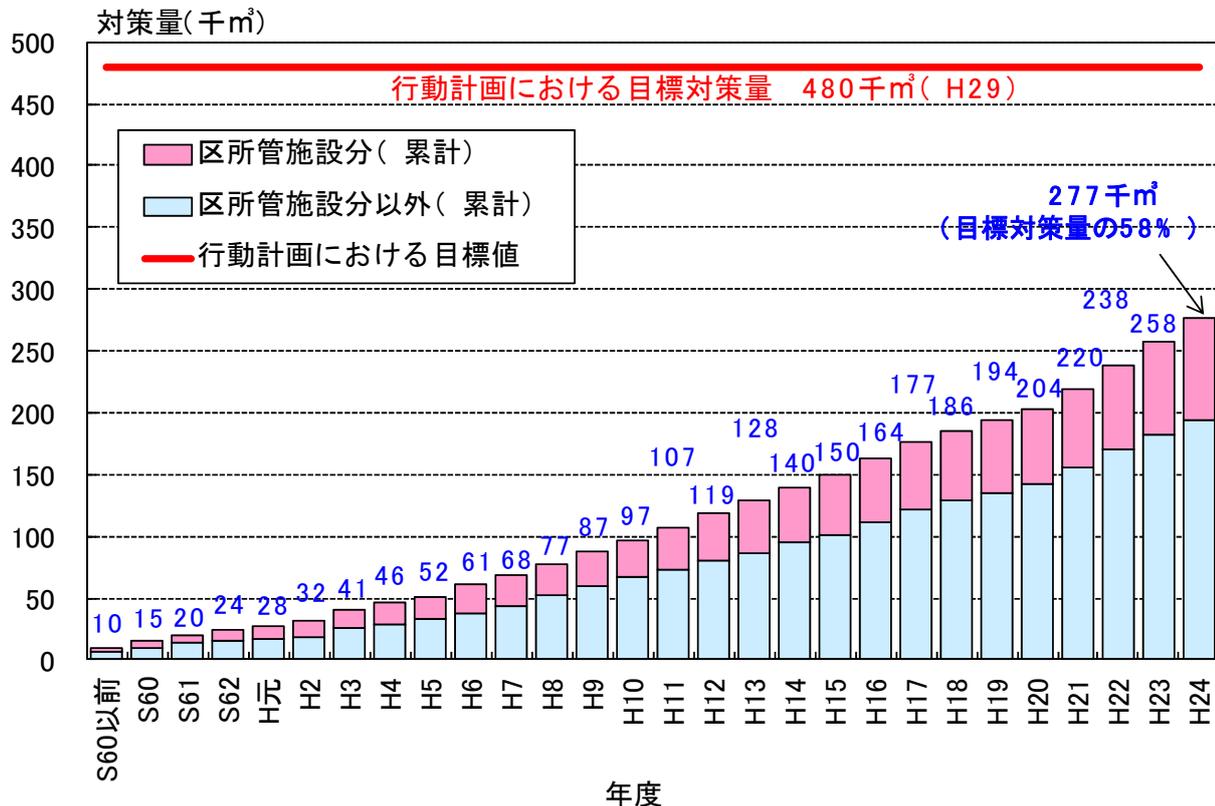


表 2.3 10年後の目標対策量と雨水貯留浸透施設の施工実績

対象施設	目標対策量(m ³)	施工実績(m ³)	達成率(%)	残対策量(m ³)	
	(H29まで) ①	(H24) ②	③=②÷①×100	(H24) ④=①-②	
区 所 管	教育施設	25,621	22,727	88.7	2,894
	公園	27,806	13,251	47.7	14,555
	事業所・住宅等	5,552	5,684	102.4	-132
	道路	64,937	42,832	66.0	22,105
	小計	123,916	84,494	68.2	39,422
国、都等	41,756	24,929	59.7	16,827	
民間施設	320,253	167,526	52.3	152,727	
合計	485,925	276,949	57.0	208,976	

図 2.4 H22～H24の実績値から想定したH29年の目標対策量

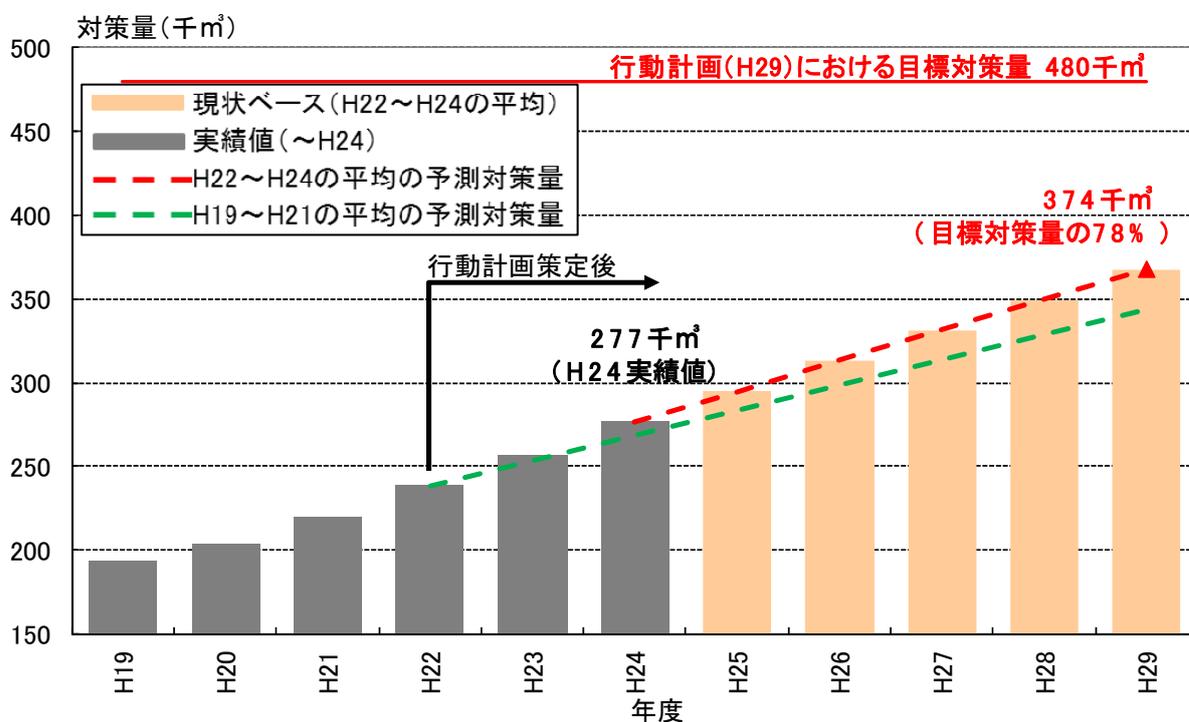
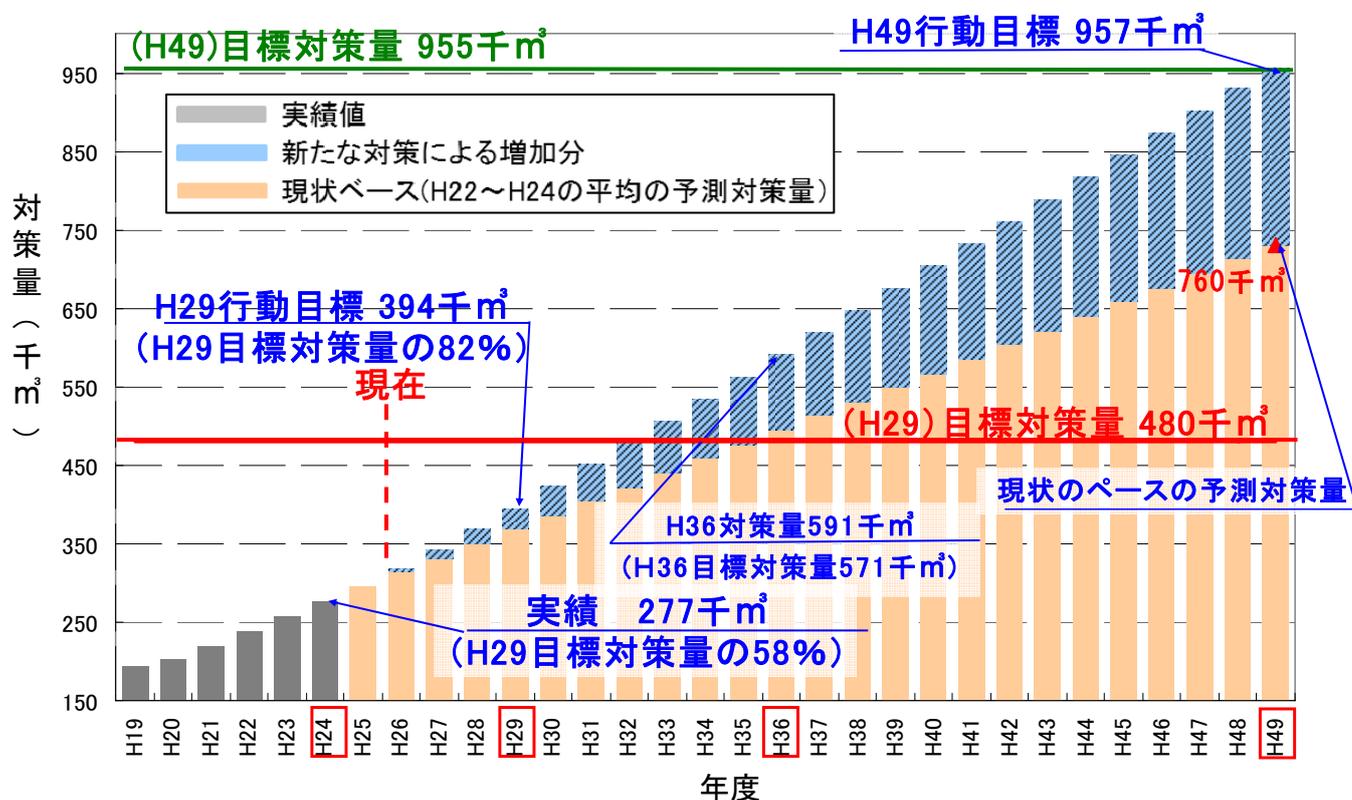


表 2.4 「世田谷区流域治水対策推進計画（平成 8 年 4 月）」における目標対策量と「世田谷区豪雨対策行動計画」及び新たな対策実施後における 30 年後の対策量の推定値との比較

対象施設	「世田谷区流域治水対策推進計画」における目標対策量 (m ³)	「世田谷区豪雨対策行動計画」における30年後の対策量の推定値 (m ³)	「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」における30年後の対策量の推定値 (m ³)	
区所管	教育施設	55,384	52,021	89,230
	公園	70,517	63,806	39,120
	事業者・住宅等	23,504	7,832	10,220
	道路	172,940	124,937	117,970
	小計	322,345	248,596	256,540
国、都等	303,237	81,176	160,000	
民間施設	329,318	715,953	541,050	
合計	954,900	1,045,725	957,590	

図 2.5 H22～H24 の実績値から想定した H49 年の対策量と新たな対策実施後の対策量



2.2.2 流域対策の行動計画

(1) 流域対策の基本的な考え方

【目標】

世田谷区内全域において、時間 5 ミリ降雨相当（世田谷区全域で約 40 万 m^3 ）の流出抑制を目指す。（これまでの実績等を勘案した行動計画の見直しにより、40 万 m^3 を行動目標とする。）

【取組内容等】

- ①雨水貯留浸透施設の設置において、新技術の導入を図る。
- ②国、都、公共公益機関等における雨水貯留浸透施設の設置を推進する。
- ③流域対策を進めていくためには、多大な時間と費用を要することから、国や都に対して、流域対策における補助事業の拡充や創設について要請する。
- ④雨水貯留浸透施設の計画的な設置を推進する。
- ⑤雨水貯留浸透施設の能力を確保するために、適切な維持管理に努める。
- ⑥雨水貯留浸透施設の設置促進を図るため、区民や事業者等に P R を実施する。
- ⑦関連自治体における流域対策の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ⑧流域対策について、区職員の意識や技術力の向上を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進する。
- ①流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用する。
- ②国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ③都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充や新たな補助制度の創設を要請する。
- ④雨水貯留浸透施設の設置実績等を管理・公表する。
- ⑤区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施する。
- ⑤民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進する。
- ⑥国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請する。
- ⑥雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等を作成する。
- ⑥区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策の P R を実施する。
- ⑦河川流域の関連市町村で構成する協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ⑧区職員を対象とした流域対策についての研修を実施する。

(2) 区管理施設における流域対策の強化

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 15,100 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①教育施設の新築、改築及び雨水排水系統の大規模改修時^{※1}には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「新たな学校施設整備基本方針」に基づく教育施設の改築時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①グラウンドの改修や雨水排水系統の大規模改修時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①教育施設の新築、改築時には、校舎や体育館の屋根雨水の地下ピットへの貯留等についても検討する。
- ①雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。
- ①教育施設の新築、改築時には、屋上緑化についても検討する。

※1 雨水排水系統の大規模改修:豪雨対策に有効な雨水排水系統施設の大規模な改修を行う場合をいい、屋根の雨どいの改修等の軽微な改修は含まない。

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 8,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①敷地面積 3,000m²以上の公園の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 1,000 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ②敷地面積 3,000m²未満の公園・広場等の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②「みどりとみずの行動計画」に基づく新たな公園整備時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①②公園・広場等の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①②公園・広場等について、遊水地としての活用も検討する。
- ①②雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。
- ②既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施する。

3) 事業所、住宅等^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 1,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①事業所、住宅等の新築、改築時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①事業所・住宅等の新築、改築時には、屋上緑化について検討する。
- ①区民や事業者等へのPRをかねて、雨水タンクを設置する。

※1 事業所、住宅等：区が管理する庁舎、総合支所、保育園、地区会館、土木事務所、区営住宅等

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 21,300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①道路の新設、改修時には、単位対策量 400 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①地下埋設物（上下水道、ガス、電気等）の新設や改修時にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進する。
- ①雨水貯留工法等による新工法を積極的に採用する。
- ①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を従来の 300 m³/ha から 400 m³/ha に引き上げて流域対策を実施する。

(3) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

1) 国、都の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 11,400 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①国、都の管理施設の新築、増改築及び排水系統の改修時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②国、都の管理道路の新設、改修時には、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②国、都が管理する教育施設の新築、増改築時及びグラウンドの改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ①②国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請する。
- ①②都が管理する公園の改修時には、雨水貯留浸透施設の設置や遊水地としての活用を要請する。
- ①②国道や都道の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ①②雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。
- ①②都が管理する大規模な公園・広場等における流域対策の実施を要請する。
- ①②国道、都道において、単位対策量を引き上げた流域対策の実施を要請する。

2) 公共公益機関^{※1}の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 900 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①公共公益機関の管理施設の新築、増改築時には、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②施設を区へ移管する場合において、移管前に雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①公共公益施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請する。
- ①雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。
- ②都営住宅等を区へ移管する場合には、耐震診断と合わせて雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

※1 公共公益機関：東京都住宅供給公社、都市再生機構、NTT 東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)、日本放送協会(NHK)等

3) 鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 1,800 m³の流域対策の実施を目指す。

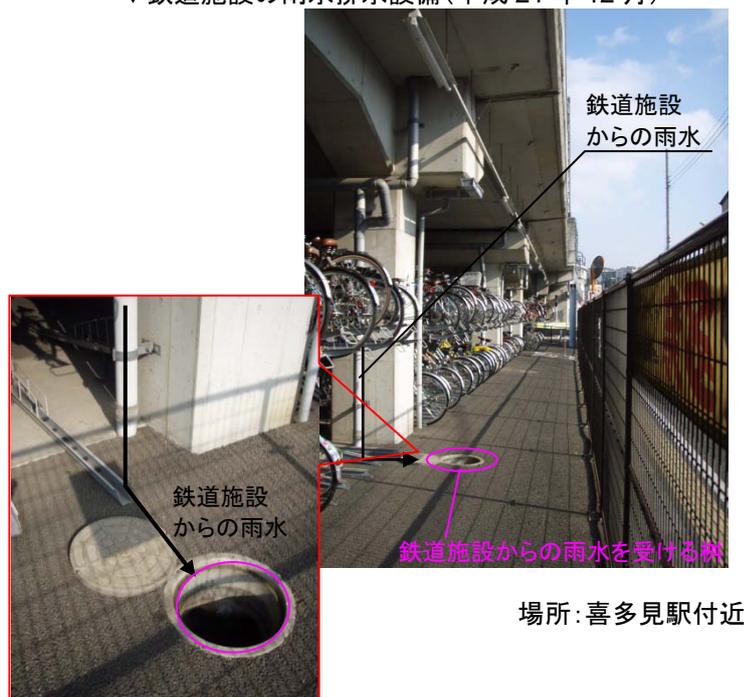
【取組内容等】

- ①鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ②「基本方針」において、鉄道事業者及び高速道路事業者に対する雨水貯留浸透施設の設置を新たに加えたことから、鉄道事業者及び高速道路事業者に「行動計画」の内容を周知し、協力を要請する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①鉄道や高速道路の地下空間を利用した雨水貯留浸透施設の設置について検討を要請する。
- ①区内の鉄道事業者、高速道路事業者及び関連部署への流域対策実施を要請する。
- ①京王電鉄京王線や小田急電鉄小田急線の下北沢工区において、駅や関連施設（上部利用）等の整備時における流域対策の実施を要請する。
- ①外環中央 J C T 及び外環東名 J C T の区域（周辺含む）及びに首都高速 3 号渋谷線（三軒茶屋交差点~池尻大橋）において、建設や改修時における流域対策の実施を要請する。
- ②鉄道事業者や高速道路事業者に対して、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、「基本方針」及び「行動計画」を周知し、協力を要請する。
- ②事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによる P R を実施する。
- ②鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施する。

▼鉄道施設の雨水排水設備（平成 21 年 12 月）



場所：喜多見駅付近

▼高速道路の雨水排水設備（平成 21 年 12 月）



場所：宇奈根三丁目地先

図 2.6 鉄道の位置図

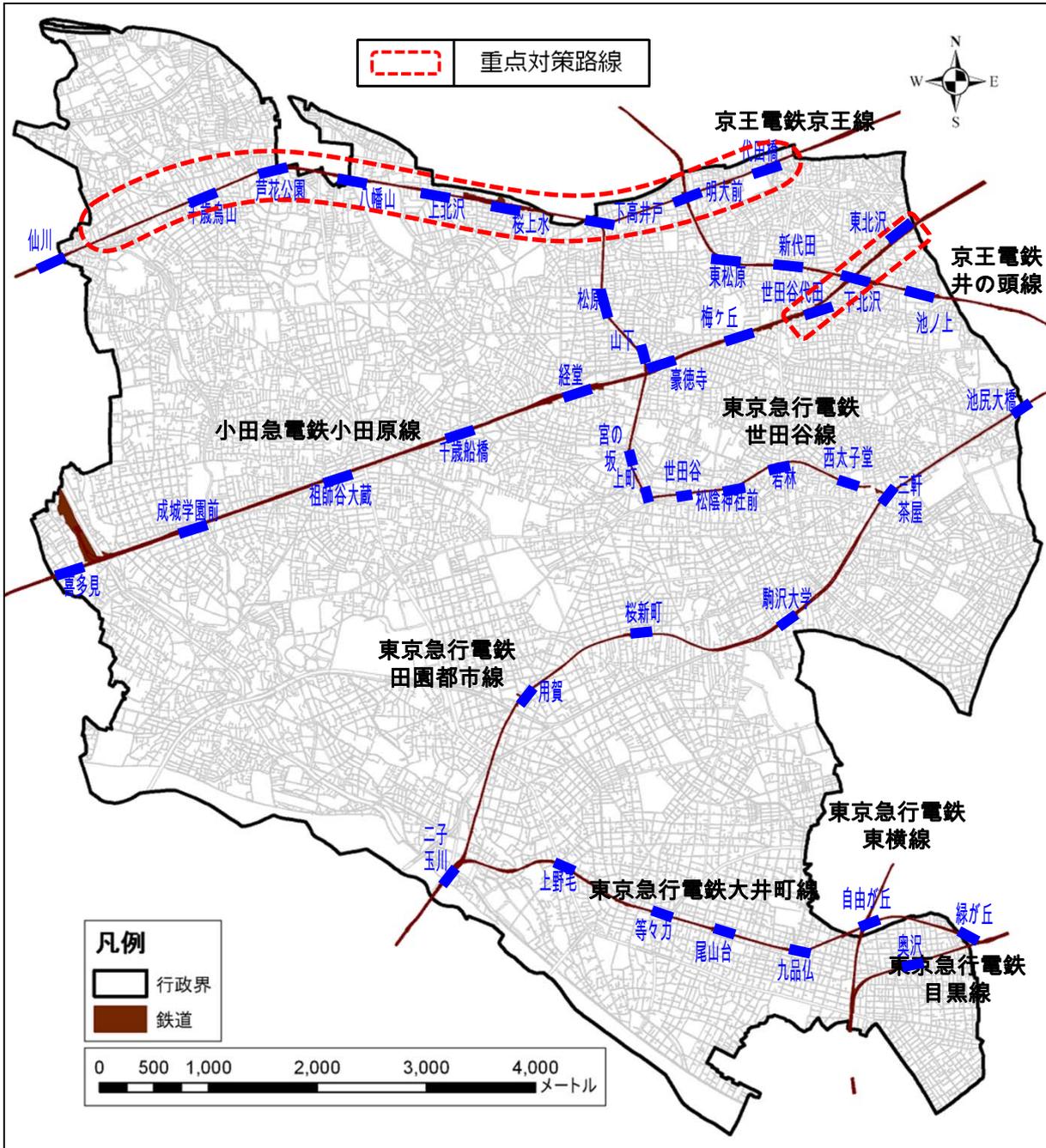
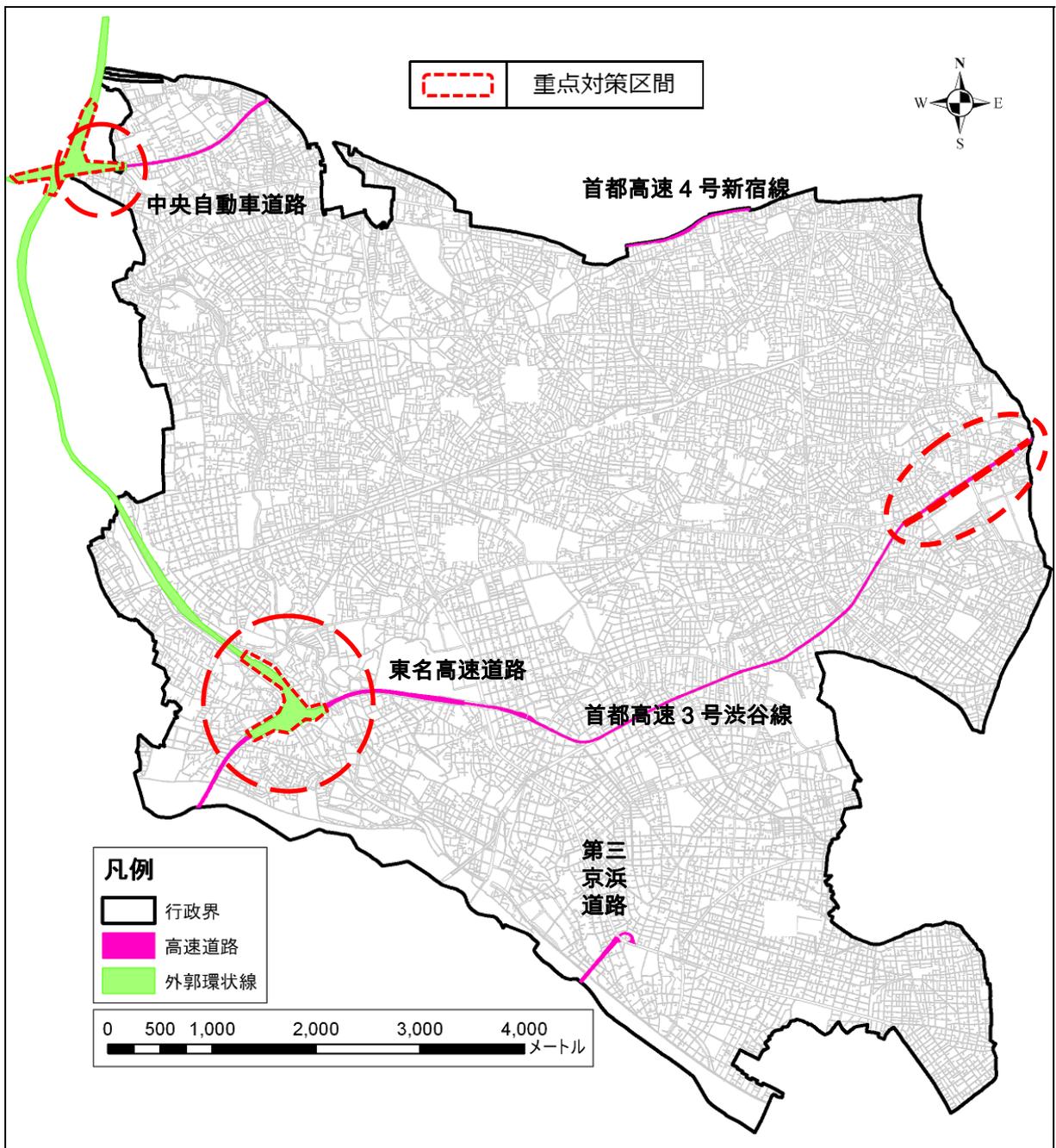


図 2.7 高速道路の位置図



(4) 民間施設における流域対策の強化

1) 大規模民間施設^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 79,400 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①大規模民間施設における建築物の新築時、建替え時及び開発行為等において、単位対策量 600 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置する。
 ①「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
 ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

※1 敷地又は区域面積が 500m² 以上の民間施設

2) 小規模民間施設^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 13,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①小規模民間施設における建築物の新築時、建替え時等において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置する。
 ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
 ①雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用をPRする。
 ①屋上緑化を促進するために、「屋上緑化・壁面緑化助成」制度の活用をPRする。
 ①建築確認申請時や当区土木所管等との協議時におけるPRや区提案型協働事業を活用したPRを実施する。
 ①雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す提出書類の簡略化を図る。

※1 敷地又は区域面積が 500m² 未満の民間施設

3) 私道^{※1}における流域対策の強化

【目標】

平成 29 年度までに 300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①私道の新設や改修時等において、単位対策量 300 m³/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。
- ①「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進する。

※1 開発行為の場合は大規模民間施設の基準による。

4) 既存住宅における流域対策の強化

【目標】

既存住宅において、雨水浸透施設や雨水タンクの設置を促進する。

【取組内容等】

- ①既存住宅における雨水浸透施設の設置助成を活用することにより、既存住宅における雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ②下水道整備にあわせた既存住宅への雨水浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討を行う。
- ①「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を改定する。
- ①上記の要綱に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPRを行う。
- ①助成制度を見直すことにより、雨水浸透施設の設置を促進する。
- ②合流式下水道区域において、都が実施する下水道管渠の改築・更新にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進する。
- ②分流式下水道区域において、都が実施する下水道雨水管の整備にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進する。

(5) 雨水利用の促進

1) 雨水利用施設^{※1}の設置推進

【目標】

- ・ 公共、民間を問わず、雨水利用施設の設置推進・促進を目指す。

【取組内容等】

- ①公共施設における雨水利用施設の設置を推進する。
- ②民間施設における雨水利用施設の設置促進に向けてPRを行う。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進する。
- ①区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進する。
- ①公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進する。
- ②民間施設における雨水利用施設の設置を促進するため、雨水利用施設の仕組み等を示したパンフレットを作成・配布する。

※1 雨水利用施設:雨水利用施設とは、建物の屋根などに降った雨を貯留槽等に貯めて、トイレの洗浄水や植栽への散水などに利用する施設であり、雨水タンクや貯留槽等があります。

2) 雨水タンクの設置促進

【目標】

- ・ 新築・既存を問わず雨水タンクの一層の設置を促進する。

【取組内容等】

- ①雨水タンクの助成内容や設置効果のPRにより、雨水タンクの設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPRを行う。
- ①雨水タンクの設置効果や助成内容について、区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へのPRを行う。
- ①雨水タンクの助成対象を見直し（要件の緩和等）、設置を促進する。
- ①区が管理する施設に更に雨水タンクを設置する。

2.2.3 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.5 に示します。

表 2.5(1) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「流域対策」の強化	流域対策の基本的な考え方	雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進	新工法・新材料の施工実績や技術指導などにより実施					継続		→
		流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用	地下貯留浸透施設等の整備					継続		→
		国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進		各関係機関に指導要綱の送付や説明				継続		→
		都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充や新たな補助制度の創設を要請	目黒川環境整備促進流域三区連絡会、城南五区下水道河川連絡会等を通じて要望活動を実施					継続		→
		雨水貯留浸透施設の設置実績等を管理・公表	流域対策のあらましにおいて平成21年度実績までHPで公表					継続		→
		区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施	土木管理事務所で維持管理を実施					継続		→
		民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進						新規		→
		国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請						継続		→
		雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等の作成・周知・PR	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		→
		区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策のPRを実施	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		→
		河川流域で関連市町村で構成する各協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」を周知し、協力を要請						新規		→
区職員を対象とした流域対策についての研修の実施	総合街づくり研修において新人職員向けに毎年実施					継続		→		

世田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(2) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)								
			実績	1,351	3,165	4,950	3,429				
			計画(後期)				1,300	1,904	1,904	1,904	1,904
		累計	1,351	4,515	9,465	10,765	12,669	14,573	16,477	18,381	
		「新たな学校施設整備基本方針」に基づく教育施設の改築時には、雨水貯留浸透施設を設置	小学校13校、中学校5校で地下ピット、雨水貯留槽、浸透枡、浸透トレンチ、U字側溝、透水性舗装等の施設を設置							継続	→
		グラウンドの改修や雨水排水系統の大規模改修時には、雨水貯留浸透施設を設置	小学校13校、中学校5校で地下ピット、雨水貯留槽、浸透枡、浸透トレンチ、U字側溝、透水性舗装等の施設を設置							継続	→
		教育施設の新築、改築時には、校舎や体育館の屋根雨水の地下ピットへの貯留等についても検討	小学校6校、中学校2校で実施							継続	→
	雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討								継続	→	
	教育施設の新築、改築時には、屋上緑化についても検討	小学校10校、中学校5校で合計約4600m ² の屋上緑化を実施							継続	→	
	公園・広場等における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)								
			実績	291	160	2,365	1,851				
			計画(後期)				938	1,520	1,520	1,520	1,520
		累計	291	451	2,816	3,754	5,274	6,794	8,314	9,834	
		「みどりのみずの行動計画」に基づく新たな公園整備時には、雨水貯留浸透施設を設置	北沢五丁目わかたけ公園	中町どんぐり緑地	(仮称)成城みつ池北緑地、(仮称)二子玉川公園					継続	→
		公園・広場等の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設を設置	成城1-23広場・玉川中町公園・太子堂やまも広場	野沢二丁目公園・三峰公園						継続	→
公園・広場等について、遊水地としての活用も検討									継続	→	
雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討									継続	→	
既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施								新規	→		

中田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(3) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)						
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度			
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量(m ³)										
			実績	148	105	296	218						
			計画(後期)				182	267	267	267	267		
			累計	148	253	549	731	998	1,265	1,532	1,799		
		事業所・住宅等の新築、改築時には、屋上緑化について検討	用賀複合施設、喜多見複合施設、代田区民センターで合計約200m ² の屋上緑化を実施。				継続						
		区民や事業者等へのPRをかねて、雨水タンクを設置	5基設置	21基設置			継続						
		流域対策の実施	対策量(m ³)										
	実績	1,845	3,293	1,691	1,226								
	計画(後期)				2,276	4,448	4,448	4,448	4,448				
	累計	1,845	5,138	6,829	9,105	13,553	18,001	22,449	26,897				
	区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進	流域対策の実施				継続							
	地下埋設物(上下水道、ガス、電気等)の新設や改修時にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進	区の指導により実施				継続							
	下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装による整備を推進	流域対策の実施				継続							
	雨水貯留工法等による新工法を積極的に採用		157m ³ 実施	365m ³ 実施		拡充							
世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を従来の300m ³ /haから400m ³ /haに引き上げて流域対策を実施					新規								

世田谷区雨水対策後期行動計画(後期)

表 2.5(4) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）				
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
「流域対策」の強化	国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m)								
			実績	1,108	1,970	434	484				
			計画(後期)				1,171	2,448	2,448	2,448	2,448
		累計	1,108	3,078	3,512	4,683	7,131	9,579	12,027	14,475	
		国、都が管理する教育施設の新築、増改築時及びグラウンドの改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR							継続	→
		国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR							継続	→
		都が管理する公園の改修時には、雨水貯留浸透施設の設置や遊水地としての活用を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR							継続	→
		国道や都道の新設、改修時には、雨水貯留浸透施設の設置を要請	指導要綱の周知							継続	→
	雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR							継続	→	
	都が管理する大規模な公園・広場等における流域対策の実施を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置をPR							継続	→	
	国道、都道において、単位対策量を引き上げた流域対策の実施を要請								新規	→	
	公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m)								
			実績	301	0	0	1,284				
			計画(後期)				100	100	100	100	100
		累計	301	301	301	401	501	601	701	801	
		公共公益施設の新築、改築時には、屋上緑化を要請	世田谷区みどりの基本条例に基づき要請							継続	→
雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請								継続	→		
都営住宅等を区へ移管する場合には、耐震診断と合わせて雨水貯留浸透施設の設置を要請								継続	→		

表 2.5(5) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「流域対策」の強化	公共公益機関の流域対策の強化 鉄道事業者及び高速道路事業者の管理における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量(m ³)							
		実績	0	0	0	0				
		計画(後期)					435	435	435	435
		累計	0	0	0	0	435	870	1,305	1,740
		鉄道や高速道路の地下空間を利用した雨水貯留浸透施設の設置について検討を要請						継続		
		区内の鉄道事業者、高速道路事業者及び関連部署への流域対策実施を要請						新規		
		京王電鉄京王線や小田急電鉄小田急線の下北沢工区において、駅や関連施設(上部利用)等の整備時における流域対策の実施を要請						新規		
		外環中央JCT及び外環東名JCTの区域(周辺含む)及び首都高速3号渋谷線(三軒茶屋交差点~池尻大橋)において、建設時における流域対策の実施を要請						新規		
	鉄道事業者や高速道路事業者に対して、雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、「基本方針」及び「行動計画」を周知し、協力を要請			指導要綱の配布・説明	雨水貯留浸透施設の整備		継続			
	事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによるPRを実施			指導要綱の配布・説明			継続			
	鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施						新規			
	民間施設における流域対策の強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)							
		実績	12,739	9,025	8,007	9,004				
		計画(後期)				9,924	9,924	9,924	9,924	9,924
		累計	12,739	21,764	29,771	39,695	49,619	59,543	69,467	79,391
「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置		工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続			
「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続				
「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	工事第一課・工事第二課で指導を実施					継続				

表 2.5(6) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）					
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度		
「流域対策」の強化	民間施設における流域対策の強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)									
			実績	850	1,290	1,717	594					
			計画(後期)				1,317	2,067	2,817	3,567	4,317	
			累計	850	2,140	3,857	5,174	7,241	10,058	13,625	17,942	
		「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設を設置	工事第一課・工事第二課で指導を実施						継続			
		「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	工事第一課・工事第二課で指導を実施						継続			
		雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用をPR	広報、HP、ポスター等でPR						継続			
		屋上緑化を促進するために、「屋上緑化・壁面緑化助成」制度の活用をPR	区のお知らせ、HPへの掲載や各種イベントの実施時に案内等を配布してPR						継続			
		建築確認申請時や当区土木所管等との協議時におけるPRや区提案型協働事業を活用したPRを実施							新規			
		雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す提出書類を簡略化							新規			
		私道における流域対策の強化	流域対策の実施を推進	対策量(m ³)								
				実績	52	27	14	13				
				計画(後期)				31	31	31	31	31
				累計	52	79	93	124	155	186	217	248
「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	雨水貯留浸透施設の指導						継続					
「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進	雨水浸透施設や透水性舗装の整備						継続					

世田谷区豪雨対策後期行動計画（後期）

表 2.5(7) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）							
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度				
「流域対策」の強化	民間施設における流域対策の強化	助成制度を活用した雨水浸透施設の設置促進	設置基数(基)											
			実績	240	175	295	191							
			計画(後期)				300	300	310	320	330			
		累計	240	415	710	1,010	1,310	1,620	1,940	2,270				
		雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討		要綱の改定				継続						
		「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を改定		要綱の改定			要綱改訂	継続						
		「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPR	PRの実施					継続						
	助成制度を見直すことにより、雨水浸透施設の設置を促進						新規							
	合流式下水道区域において、都が実施する下水道管渠の改築・更新にあわせて雨水浸透施設の設置を促進	雨水貯留浸透施設のPR					継続							
	分流式下水道区域において、都が実施する下水道雨水管の整備にあわせて雨水浸透施設の設置を促進	雨水貯留浸透施設のPR					継続							
	雨水利用施設の設置推進	小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進	小学校6校、中学校2校で雨水をトイレの洗浄水として利用					継続						
		区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進						継続						
		公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進	代田区民センターで実施					継続						
		民間施設における雨水利用施設の設置を促進するため、雨水利用施設の仕組み等を示したパンフレットを作成・配布	パンフレットの配布					継続						
		雨水タンクの設置促進	助成制度を活用した雨水タンクの設置促進	設置基数(基)										
				実績	35	100	65	58						
				計画(後期)				75	75	80	85	90		
	累計		35	135	200	275	350	430	515	605				
公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPR	PR用雨水タンクの設置						継続							
雨水タンクの設置効果や助成内容について区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へPR	PRの実施					継続								
雨水タンクの助成対象を見直し(要件の緩和)、設置を促進						新規								
区が管理する施設に更に雨水タンクを設置						新規								

2.3 家づくり・まちづくり対策

2.3.1 家づくり・まちづくりの基本的な考え方

世田谷区では、水害に強い家づくり・まちづくりを目指して、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」や「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置や浸水予防策について、建築主や事業者等に指導を行ってきました。

この度、さらに対策が促進されるよう、関連各課で連携し、豪雨時においても浸水被害を軽減できるようなしくみづくりを検討します。

具体的には、まず区民自らが、自分の住む地区における過去の浸水被害や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等に関する情報を十分理解することが大切であり、そのために世田谷区としては、家づくり・まちづくり対策が促進されるよう区民や事業者等に積極的に情報提供を行います。また、雨水利用を大規模施設だけではなく、小規模施設にも推進・促進を目指していきます。

そして、情報提供とともに、地区の中で豪雨対策がより効果的に行われるように、地区計画や地区まちづくり計画の策定や改定にあわせて、地区の豪雨対策を改めて検討し、家づくり・まちづくりの方向性を確認しながら、水害に強い家づくり・まちづくりを目指すことを基本的な考え方とします。

2.3.2 家づくり・まちづくり対策の行動計画

(1) 浸水に関する情報の事前周知の推進

【目標】

区民が自ら住む場所の浸水実績や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等を十分理解するとともに、その情報に基づいて浸水被害に強い家づくりを促進するために、区民や事業者等に対して必要な情報の提供及び周知を目指す。

【取組内容等】

- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の活用方法の検討及び周知を行う。
- ②河川、下水道の整備状況や流域対策の設置状況に関する情報の提供及び周知を行う。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討する。
- ①浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設（出張所、まちづくりセンター、区民集会所等）に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施する。
- ①庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を把握する仕組みを構築する。
- ②新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供する。

(2) 浸水被害に強い家づくりの促進

【目標】

区民自らが実施する浸水被害に強い家づくりの促進を目指す。

【取組内容等】

- ①止水板・排水ポンプ等の設置を促進することにより、地下・半地下建物における浸水対策を促進する。
- ②浸水に係わる条例・要綱等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①止水板・排水ポンプ等の設置方策について検討し、設置を促進する。
- ①「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知する。
- ①浸水被害の多い地域やモデル地区などを対象にして、地下、半地下における浸水被害を把握するための調査を実施し、助成の必要性や助成割合等について検討を行う。
- ②「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。

(3) 地区まちづくりのしくみづくりの促進

【目標】

地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、関係機関との調整のもと、浸水被害を軽減できる地区まちづくりの促進を目指す。

【取組内容等】

- ①地区まちづくり計画等の策定や改定時等において、豪雨対策に関する事項を盛り込む。
- ②過去の浸水被害を考慮し、区民が水害に備えるため、区内に土のうを適切に配備する。
- ③防災活動の一環として、区管理施設等への水防資機材の配備や「防災資機材の整備の助成」の見直しについて検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進する。
- ①「みどりとみずの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進する。
- ②区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討する。
- ②平成 29 年度までに、土のうステーション（区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場）を区内の必要箇所に設置する。
- ②土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションの近隣にPRする。
- ③「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討する。
- ③防災区民組織による土のう備蓄や水防資機材の整備を推進する。

2.3.3 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.6 に示します。

表 2.6(1) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の事前周知の推進	浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討		洪水ハザードマップについて地図情報等を更新し増刷				継続		
		浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設(出張所、まちづくりセンター、区民集会所等)に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施	親水概況図について地図情報等を毎年更新							
		庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を把握する仕組みを構築	国のポータルサイト等を通じて他自治体の取組状況について情報収集							
		新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供	各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施						継続	
	浸水被害に強い家づくりの促進	止水板・排水ポンプ等の設置方策について検討し、設置を促進	出張所、まちづくりセンター、区政情報コーナーへ情報提供							
		「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知	更新した浸水概況図、一覧表をホームページ上で公開						新規	
		浸水被害の多い地域やモデル地区などを対象にして、地下、半地下における浸水被害を把握するための調査を実施し、助成の必要性や助成割合等について検討	道路管理課で作成した止水板、ポンプのチラシを配布						継続	
		「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を実施	世田谷区建築物安全安心推進協議会においてパンフレットを配布						継続	
									新規	
									継続	

表 2.6(2) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「家づくり・まちづくり対策」の促進	地区まちづくりのしくみの促進	地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進	鎌田1丁目地区計画において「雨水流出抑制施設の促進」「1万㎡以上のオープンスペースの確保と雨水貯留機能の確保」を明記 上戸賀四丁目地区街づくりにおいて、豪雨対策を検討					継続		→
		「みどりのみずの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進	次大夫堀緑地の都市緑地指定を拡張	桜丘農業公園、喜多見農業公園の計画決定	烏山弁天池、経堂五丁目において特別緑地保全地区指定			継続		→
		区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討						継続		→
		平成29年度までに土のうステーション(区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場)を区内の必要箇所に設置						新規		→
		土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションの近隣にPR						新規		→
		「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討						継続		→
		防災区民組織による土のう備蓄や水防資機材の整備を推進						新規		→

2.4 避難方策

2.4.1 避難方策の基本的な考え方

避難方策については、豪雨時に河川・下水道の流下・排水能力を超えて、水が溢れ出したとしても、区民の生命・身体の安全を守ることを前提として、適切な避難に必要な情報提供の充実並びに、区、区民、事業者^{※1}等地区全体としての避難誘導態勢を整備していくことを目指します。

※1 事業者：区内で店舗・会社・工場・事務所等の事業活動を行う方をさします。

2.4.2 避難方策の行動計画

(1) 情報提供の充実

【目標】

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、適切な避難に必要な情報提供の充実を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨時において、区民や事業者等に防災、避難に関する情報を確実、適切に周知する。
- ②豪雨時の避難等が適切に実施されるよう、通常時からの情報提供に努める。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①通信連絡体制（関係機関相互の連絡、指示及び伝達等）の強化を図る。
- ①雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討する。
- ①河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討する。
- ①河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充する。
- ①情報発信サイト（雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等）の情報入手手段について、住民等へ周知する。
- ②災害時要援護者支援事業を活用した連絡体制づくりを検討・推進する。

▼ライブカメラの設置状況(平成 21 年 10 月)



場所：野川水道橋付近

(2) 避難誘導態勢の整備・強化

【目標】

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、避難誘導態勢の整備・強化を目指す。

【取組内容等】

- ①避難誘導態勢の整備・強化を推進する。
- ②整備した避難誘導態勢に基づき、避難訓練を実施する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①②避難態勢（避難場所、避難経路、避難方法等）を検討、構築し、区民に周知する。
- ①②区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的に避難訓練や水防訓練を実施する。
- ①②浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を行う。
- ①②災害時要援護者支援事業を活用した災害時要援護者の避難方策について検討する。

2.4.3 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）を表 2.7 に示します。

表 2.7(1) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画(後期)			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「避難方策」の強化	情報提供の充実	通信連絡体制(関係機関相互の連絡、指示及び伝達等)の強化	地域系防災行政無線のデジタル化を完了し、庁内、関係機関(消防・警察等)との情報連絡体制を強化		庁内における情報連絡強化のためPHSを導入予定			継続		
		雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討	区ホームページに情報量(カメラ等)を追加					継続		
		河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討			中之橋2カ所、神明橋1カ所に設置				継続	
		河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充	6箇所増設(稲荷橋、次大夫橋、雁追橋、清水橋、水道橋、矢川橋)						継続	
		情報発信サイト(雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等)の情報入手手段について、住民等へ周知	HPや各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施		災害時区民行動マニュアルマップ版の全戸配布を実施				継続	
		災害時要援護者の支援に関する協定締結を推進	協定締結の実施						継続	
		避難支援プラン(個別計画)の作成について検討	支援プランの検討						継続	
		災害時要援護者支援事業を活用した連絡体制づくりを検討・推進							継続	

表 2.7(2) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画（後期）

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画（後期）			
			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
「避難方策」の強化	避難誘導態勢の整備・強化	避難態勢（避難場所、避難経路、避難方法等）を検討、構築し、区民に周知				鎌田地区で検討		継続		→
		区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的に避難訓練や水防訓練を実施	定期的な水防訓練の実施					継続		→
		浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を実施						継続		→
		災害時要援護者支援事業を活用した災害時要援護者の避難方策について検討						継続		→

[モデル地区（用賀3、4丁目・上用賀地区）]

3. モデル地区の行動計画

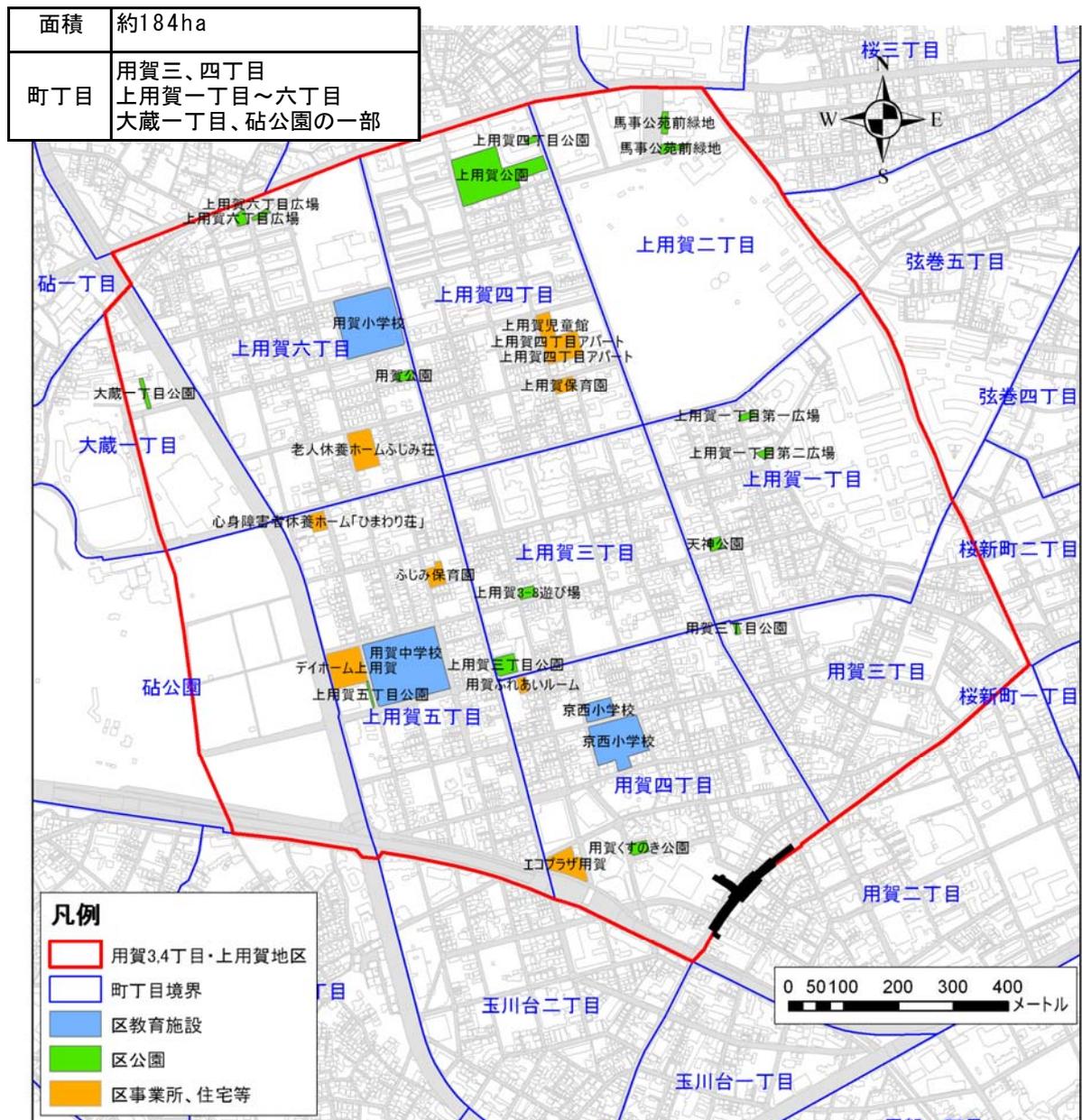
モデル地区では、豪雨対策の効果の早期発現を目指します。このため、区内全域で取り組む行動計画に加えて、流域対策の基準の強化や家づくり・まちづくり対策、避難方策等における地域特性を踏まえた取組を積極的に推進します。

ここでは、モデル地区における基準の強化内容や取組の内容を示します。

3.1 用賀3、4丁目・上用賀地区

用賀3、4丁目・上用賀地区の位置図を図3.1に示します。

図3.1 用賀3、4丁目・上用賀地区の位置図



【用賀3,4丁目・上用賀地区におけるこれまでの取り組み】

- 京西小学校において、流域対策（貯留）を実施済み（739.7 m³）
- 心身障害者休養ホーム「ひまわり荘」において平成25年度中に流域対策を実施

[モデル地区（用賀3、4丁目・上用賀地区）]

3.1.1 用賀3、4丁目・上用賀地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

概ね時間 50 ミリ相当の降雨に対応することを目指して、既存の区管理水路等の整備を推進するとともに、河川整備及び下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①地区の水害に対する安全度を高めるために、下水道雨水管（暫定貯留管）の整備について、都と連携・調整を図る。
- ②当該地区下流の谷沢川の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③区管理水路や在来雨水管による流下能力を向上するため、必要に応じて増補管やバイパス管等を整備する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区内には、暫定貯留管として、谷沢川雨水幹線と枝線（φ300mm～φ2,400mm）の一部が整備されているが、さらに地区の水害に対する安全度を高めるため、浸水被害が多い箇所を中心に、下水道雨水管（暫定貯留管）の整備について、都と連携・調整を図る。
- ②当該地区の下流に位置する谷沢川は時間 50 ミリ相当の降雨に対応できていないことから、当該地区下流の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③当該地区では、区が管理する既存の区管理水路等によって雨水排水が行われている。これらの既存水路においては、時間 30 ミリ相当の排水能力がない箇所が存在する。このことから、近年、浸水被害が多く発生している箇所の浸水を軽減するため、既存の区管理水路等について、必要に応じて増補管やバイパス管等の整備を検討し、実施する。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに1,900 m³/haの流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha以上から1,000 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は3校存在する。このうち、京西小学校については、現在、改築工事を進めていることから、この工事にあわせて、平成23年度までに単位対策量1,000 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①用賀小学校、用賀中学校のどちらか1校について、単位対策量1,000 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

表 3.1 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
京西小学校	7,300	1,000	730	流域対策実施済み(739.7m ³)
用賀小学校	12,000	1,000	1,200	1箇所実施を目指す
用賀中学校	16,000	1,000	1,600	
計	28,000	—	2,800	—

■: 流域対策実施済み

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

[モデル地区（用賀3、4丁目・上用賀地区）]

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに250 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①区が管理する公園（敷地面積1,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha以上から1,000 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等は13箇所存在する。このうち、上用賀三丁目公園については、平成29年度までに、単位対策量1,000 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置する。
- ①上用賀三丁目公園以外の公園・広場等において、約120 m³以上の雨水貯留浸透施設の実施を目指す。

表 3.2 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)	備考
上用賀三丁目公園	1,280	1,000	130	H29年度までに流域対策を実施 1箇所実施を目指す
上用賀四丁目公園	230	600	10	
上用賀五丁目公園	210	600	10	
天神公園	540	600	30	
用賀公園	530	600	30	
用賀くすのき公園	690	600	40	
用賀三丁目公園	210	600	10	
大蔵一丁目公園	440	600	30	
馬事公苑緑地	680・540	600	70	
上用賀一丁目第一広場	360	600	20	
上用賀一丁目第二広場	280	600	20	
上用賀六丁目広場	780	600	50	
上用賀3-8遊び場	580	600	30	
計	2,500	—	480	—

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

【モデル地区（用賀3、4丁目・上用賀地区）】

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策を推進することにより、平成29年度までに220 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①事業所、住宅等において、単位対策量600 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内で区が管理する事業所、住宅等の改築時において、単位対策量600 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置し、220 m³以上の流域対策を目指す。

表 3.3 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
エコプラザ用賀	2,750	600	170	220m ³ 以上の流域対策 実施を目指す
上用賀児童館	1,200	600	70	
上用賀四丁目アパート	3,150	600	190	
上用賀保育園	1,010	600	60	
心身障害者休養ホーム「ひまわり荘」	950	600	60	
デイ・ホーム上用賀	3,640	600	220	
ふじみ保育園	1,300	600	80	
用賀ふれあいルーム	520	600	30	
老人休養ホーム「ふじみ荘」	3,170	600	190	
計	17,690	—	1,070	

出典：「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに1,200 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

①区が管理する道路の単位対策量を600 m³/ha以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。(従前は500 m³/ha以上)

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内には、約260,000m²の区道が存在する。これらの区道について、道路の劣化や浸水被害の発生状況等を考慮して、平成29年度までに1,200 m³以上の雨水貯留浸透施設を計画的に設置する。

①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を600 m³/ha以上に強化して流域対策を促進する。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

砧公園における単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、平成29年度までに5,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ① 砧公園の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ② 国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置の促進を要請する。
- ③ 首都高速道路からの排水を抑制するため、雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 都が管理する砧公園は敷地面積が広く、雨水貯留浸透施設を設置するスペースが多く存在する。また、砧公園からの雨水の流出を抑制することにより、豪雨時における谷沢川への流入量の減少が期待出来る。このことから、砧公園における単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設の設置を都へ要請する。
- ② 国家公務員宿舎、都営・都民住宅及び公社等の改築にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。
- ③ 用賀3、4丁目・上用賀地区の南側には、首都高速道路が存在し、首都高速道路からの排水は、谷沢川沿いに存在する雨水ますを通して谷沢川へ排水されている。このことから、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を高速道路管理者に要請する。

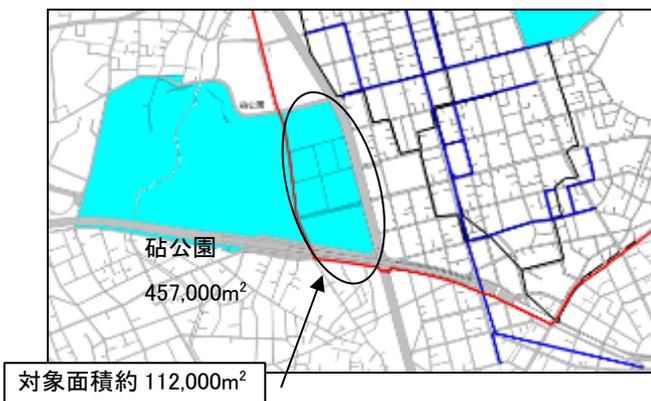
表3.4 地区内の国家公務員宿舎、都営・都民住宅及び公社等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)
国家公務員宿舎	33,101	600	1,990
都営、都民住宅	20,787	600	1,250
公社	3,142	600	190
計	57,030	—	3,430

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

▼地区内の砧公園位置と対象面積

▼首都高速道路の雨水排水設備(平成21年10月)



場所:田中橋付近

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、民間公園や既存住宅への雨水貯留浸透施設の設置を促進し、平成29年度までに4,300 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①民間公園（敷地面積3,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha以上から1,000 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設の設置について協力を求める。
- ②既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①民間公園（敷地面積3,000m²以上）における単位対策量を1,000 m³/haに強化して、雨水貯留浸透施設の設置について協力を求める。
- ②用賀3、4丁目・上用賀地区には独立住宅が約2,000棟存在する。その敷地面積は地区の民間敷地面積の約4割を占めるため、既存住宅への雨水貯留浸透施設の設置を地形に応じて促進する。
- ③既存住宅における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等によるPRを行う。

表 3.5 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

敷地面積規模	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	50,240	300	1,510
100m ² 以上150m ² 未満	65,326	300	1,960
150m ² 以上200m ² 未満	58,872	300	1,770
200m ² 以上250m ² 未満	48,380	300	1,450
250m ² 以上500m ² 未満	58,434	300	1,750
500m ² 以上1,000m ² 未満	17,100	600	1,030
1,000m ² 以上	15,148	600	910
計	313,500	—	10,380

出典：「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、PRを実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に掲示し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③区内には8箇所の水防倉庫があるが、用賀3、4丁目・上用賀地区の近隣には、水防倉庫がなく、ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③地区内の方々に土のうの配備箇所を周知するため、ホームページで公開するとともに、区民利用施設等に配備箇所図を掲示する。

▼簡易水防工法を示したパンフレット



出典：「半地下、地下の浸水対策」

パンフレット(平成21年2月)世田谷区

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体を守るため、適切な情報提供や定期的な避難訓練を実施し、区民自らが生命・身体を守るようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①浸水が多発している、地点における地下を有する建物の所有者や管理者及び利用者に対して、適切な情報提供を行う。
- ②浸水発生時を想定した水防訓練を実施する。

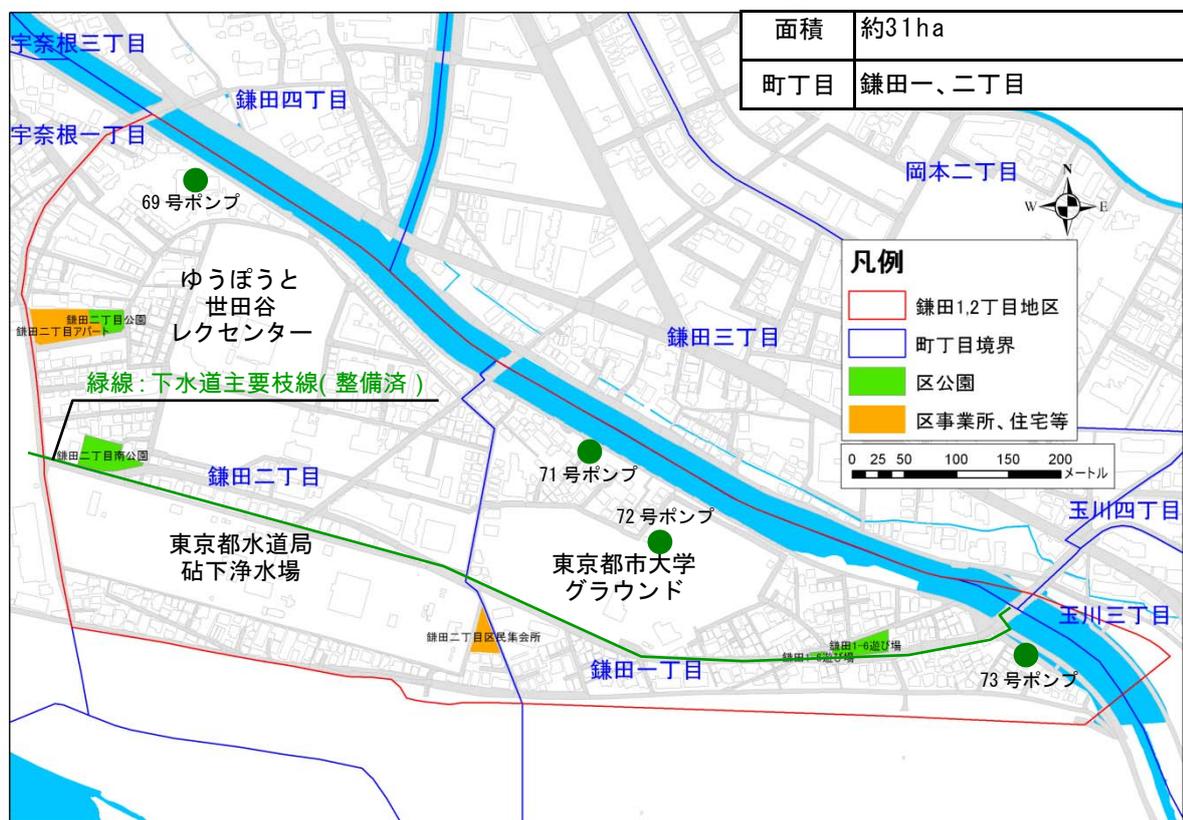
【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①豪雨時における地下室の危険性の認識を高めるため、地下を有する建物の所有者や管理者に対して、広報紙やパンフレット等により危険性を周知する。
- ①区民に対して豪雨についての適切な情報を発信するため、災害・防犯情報メールへの登録を促進する。
- ②浸水発生時における区民自らの避難の方法や浸水対策などについてPRや講習会を実施する。

3.2 鎌田 1、2 丁目地区

鎌田 1、2 丁目地区の位置図を図 3.2 に示します。

図 3.2 鎌田 1、2 丁目地区の位置図



【鎌田 1,2 丁目地区におけるこれまでの取り組み】

- 野川最下流（野川と仙川の合流点より下流）における河川整備が完了
- 下水道雨水管の整備が進展
- 鎌田地区地区計画及び鎌田地区地区街づくり計画の策定
- 鎌田 1・2 丁目における水害時避難行動マップを平成 25 年度に検討

3.2.1 鎌田 1、2 丁目地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

野川、仙川の河川整備や下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①野川、仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ③野川沿いに設置されている雨水排水用ポンプ施設の下水道雨水管整備後の活用方法について、都と調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①未整備となっている仙川合流箇所での河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②現在実施中の下水道雨水管の面整備を着実に推進するために、都と連携・調整を図る。
- ③鎌田 1、2 丁目地区は地盤が低いため、野川沿いに雨水排水のためのポンプ施設が設置されている。これらのポンプ施設について、下水道雨水管の整備終了後の活用方法について、都と調整を図る。

▼71号ポンプ施設(H21年10月設置)



場所:鎌田一丁目地先

▼72号ポンプ施設(H21年12月設置)



場所:鎌田一丁目地先

▼73号ポンプ施設(H21年10月設置)



場所:鎌田一丁目地先

(2) 流域対策

1) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園・広場等における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに100 m³/haの流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する公園（敷地面積1,000m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha以上から1,000 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する公園・広場等※は3箇所存在する。このうち、鎌田二丁目南公園については、単位対策量1,000 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設の設置を目指す。

表 3.6 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
鎌田二丁目公園	624	600	40	—
鎌田二丁目南公園	1,002	1,000	100	流域対策の実施を目指す。
鎌田1-6遊び場	847	600	50	—
計	2,473	—	190	—

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

2) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策を推進することにより、平成29年度までに110 m³/haの流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を600 m³/ha以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する事業所、住宅等※の改築時において、単位対策量600 m³/ha以上の雨水貯留浸透施設を設置し、110 m³以上の流域対策を目指す。

表 3.7 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
鎌田二丁目アパート	1,826	600	110	110m ³ 以上の流域対策の実施を目指す
鎌田二丁目区民集会所	638	600	38	—
計	2,464	—	148	—

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

3) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、平成29年度までに1,000 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。（従前は500 m³/ha以上）

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内には、約30,000m²の区道が存在する。現在、地区内では、下水道雨水管の整備が進んでいることから、下水道雨水管の整備にあわせて、道路に雨水貯留浸透施設を設置するとともに、透水性舗装の整備を進める。
- ①世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、単位対策量を600 m³/ha以上に強化して流域対策を促進する。

4) 既存住宅における流域対策の強化

【目標】

既存住宅における流域対策を促進することにより、平成29年度までに1,500 m³の流域対策の実施を目指す。

【取組内容等】

- ①既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①鎌田1、2丁目地区では、下水道雨水管工事が予定されているため、この工事に合わせて、既存住宅への雨水貯留浸透施設の設置を地形に応じて促進する。

表 3.8 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

敷地面積規模	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	14,236	300	430
100m ² 以上150m ² 未満	14,618	300	440
150m ² 以上200m ² 未満	9,660	300	290
200m ² 以上250m ² 未満	7,285	300	220
250m ² 以上500m ² 未満	5,691	300	170
500m ² 以上1,000m ² 未満	0	600	0
1,000m ² 以上	0	600	0
計	51,490	—	1,550

出典：「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①地区計画を活用した家づくり・まちづくり対策を推進する。
- ②土のうや水防資機材等の配備について検討する。
- ③地下・半地下建物における浸水対策を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区計画を活用し、水害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を図る。
- ②区内には8箇所の水防倉庫があるが、鎌田1、2丁目地区の近隣には、水防倉庫がなく、ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ②地区内の方々に土のうの配備箇所を周知するため、ホームページで公開するとともに、区民利用施設等に配備箇所図を掲示する。
- ③地下・半地下建物の実態調査を実施する。

▼健康保険二子玉川園スポーツセンターの晴天時における状況(H21年12月)



▼健康保険二子玉川園スポーツセンターの洪水時における貯留状況(H17年9月)



場所：鎌田一丁目地先

▼豪雨時におけるオープンスペースの活用(鎌田一丁目地区地区計画)



(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体の安全を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的を実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②浸水発生時において、具体的な避難がイメージ出来るような、水害時避難行動マップ等を周知する。
- ③豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに避難誘導態勢を検討する。
- ④災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ③豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ④整備した避難誘導態勢に基づいて、定期的な避難訓練を行う。
- ④豪雨時の避難活動が適切に行われるよう、地区内の防災区民組織等を活用した避難訓練や水防訓練を実施する。
- ④災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ④大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。

3.3 上馬・弦巻地区

上馬・弦巻地区の位置図及び浸水被害箇所を図 3.3、図 3.4 に示します。

図 3.3 上馬・弦巻地区の位置図

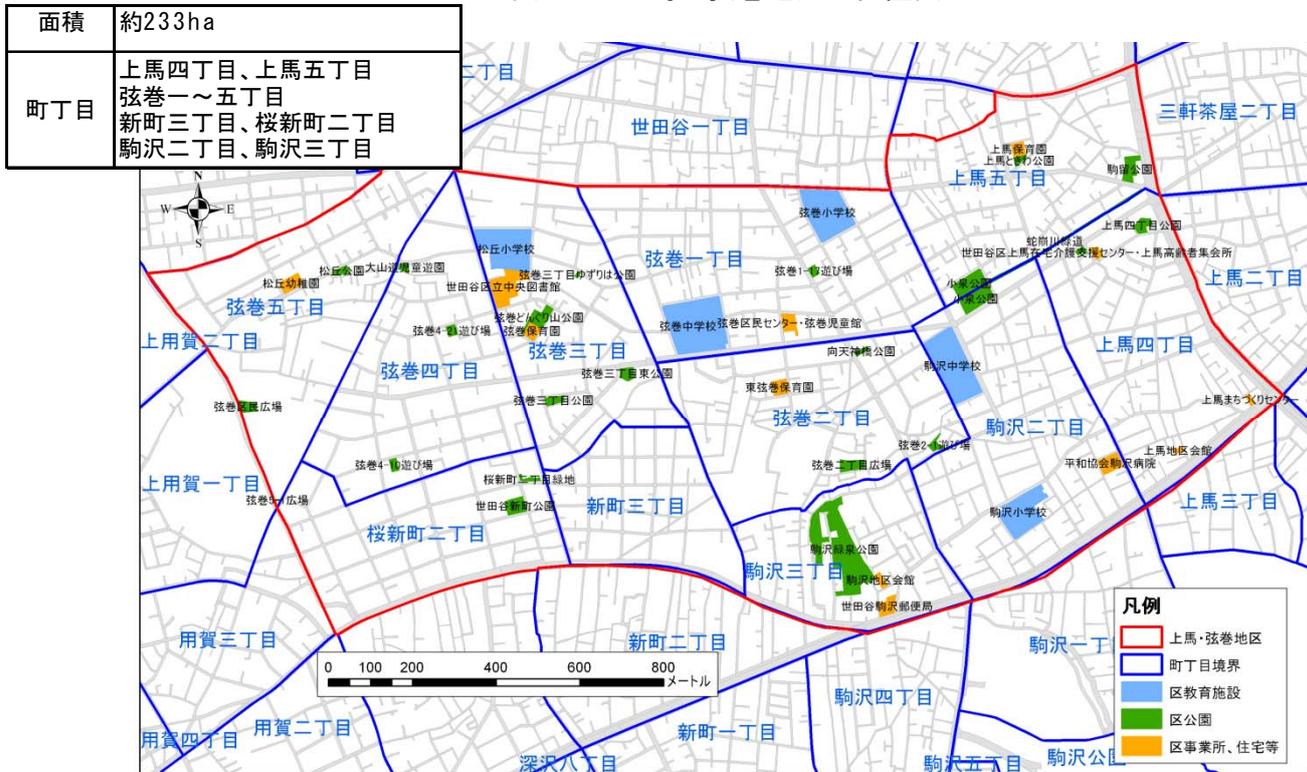
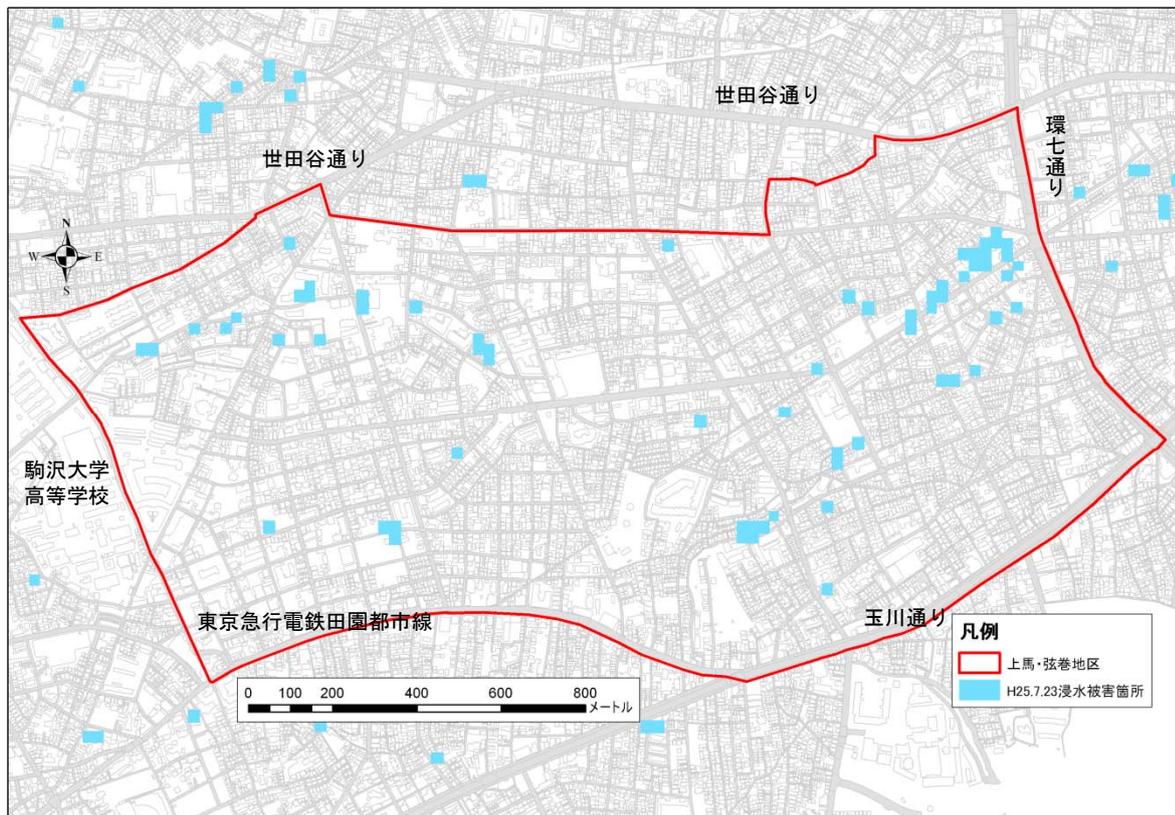


図 3.4 上馬・弦巻地区の浸水被害箇所（H25.7.23）



3.3.1 上馬・弦巻地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

豪雨時における浸水被害を低減するため、下水道管（合流方式）の整備を推進する。

【取組内容等】

- ①地区の水害に対する安全度を高めるために、蛇崩川幹線の増強施設整備について、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区内は、蛇崩川幹線沿いに浸水被害が多いことから、「東京都下水事業経営計画2013」に位置付けられている蛇崩川幹線の増強施設の早期整備を目指して、都と連携・調整を図る。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は5校存在する。単位対策量を1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約6,000 m³の流域対策が可能となる。

表 3.9 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
駒沢小学校	7,966	1,000	800	27m ³ 実施
駒沢中学校	12,824	1,000	1,280	44m ³ 実施
弦巻小学校	10,633	1,000	1,060	93m ³ 実施
弦巻中学校	16,003	1,000	1,600	132m ³ 実施
松丘小学校	10,752	1,000	1,080	288m ³ 実施
合計	58,762	-	5,820	-

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

①区が管理する公園（敷地面積 1,000m² 以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内で区が管理する公園・広場等は 22 箇所存在する。単位対策量を強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 3,200 m³の流域対策が可能となる。

表 3.10 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)	備考
上馬ときわ公園	429	600	30	-
上馬四丁目公園	1,042	1,000	100	-
小泉公園	5,530	1,000	550	-
駒留公園	1,738	1,000	170	-
弦巻どんぐり山公園	1,733	1,000	170	27m ³ 実施
弦巻三丁目公園	722	600	40	-
弦巻三丁目東公園	877	600	50	13m ³ 実施
弦巻三丁目ゆずりは公園	101	600	10	-
松丘公園	542	600	30	-
向天神橋公園	290	600	20	-
駒沢緑泉公園	14,527	1,000	1,450	178m ³ 実施
桜新町二丁目緑地	377	600	20	-
大山道児童遊園	379	600	20	-
上馬パンダ広場	305	600	20	-
弦巻区民広場	915	600	50	-
弦巻二丁目広場	1,376	1,000	140	-
弦巻2-1遊び場	572	600	30	5m ³ 実施
弦巻4-10遊び場	513	600	30	33m ³ 実施
弦巻4-21遊び場	551	600	30	-
弦巻5-1広場	35	600	0	-
世田谷新町公園	1,615	1,000	160	34m ³ 実施
計	34,169	-	3,120	-

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

■: 流域対策実施済み

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を 600 m³/ha 以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内で区が管理する事業所、住宅等は 10 箇所存在する。流域対策を推進して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 800 m³の流域対策が可能となる。

表 3.11 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上馬保育園	1060	600	60	8m ³ 実施
上馬地区会館	277	600	20	-
上馬まちづくりセンター	361	600	20	-
駒沢地区会館	668	600	40	-
世田谷区立中央図書館	4,900	600	290	-
世田谷区上馬在宅介護支援センター	612	600	40	-
弦巻保育園	1,162	600	70	1m ³ 実施
弦巻区民センター・弦巻児童館	1,494	600	90	-
東弦巻保育園	1,312	600	80	-
松丘幼稚園	1,597	600	100	-
計	13,443	-	810	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内には、約348,000 m²の区道が存在する。単位対策量を600 m³/haに強化して、全路線に雨水貯留浸透施設を設置すると、約21,000 m³の流域対策が可能となる。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

国、都、公共公益機関による事業を推進するため、教育施設、公園及び道路の単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

①国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①国や都、公共公益機関等の改築等にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

表 3.12 地区内国、都、公共公益機関等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
世田谷警察署若林交番	50	600	10	-
コドモの園幼稚園	1,022	600	60	-
さくら幼稚園	503	600	30	-
つるまき幼稚園	1,809	600	110	-
東京育成園(児童福祉施設)	4,698	600	280	-
世田谷駒沢二郵便局	1,179	600	70	-
世田谷弦巻郵便局	126	600	10	-
計	9,387	-	570	-

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、PRや助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【取組内容等】

- ① PR活動や助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容や区提案型協働事業を活用したPRを実施し、雨水貯留浸透施設の設置を地形に応じて促進する。
- ② 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を見直すことにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅や駐車場等における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等によるPRを行う。

表 3.13 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m^2)	単位対策量 (m^3/ha)	実施可能 対策量 (m^3)
100 m^2 未満	168,457	300	5,050
100 m^2 以上150 m^2 未満	222,101	300	6,660
150 m^2 以上200 m^2 未満	198,233	300	5,950
200 m^2 以上250 m^2 未満	148,375	300	4,450
250 m^2 以上500 m^2 未満	331,842	300	9,960
500 m^2 以上1,000 m^2 未満	206,955	600	12,420
1,000 m^2 以上	457,245	600	27,430
計	1,733,208	-	71,920

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、浸水対策等のPRを実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に配布し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③土のうステーション(区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場)を地区内に設置する。
- ③土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、地区内の浸水箇所や土のうステーションの近隣にPRする。

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに垂直避難も含めて検討する。
- ③災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ②豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために、適切な誘導指針づくりや検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ③災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ③大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。

3.4 中町・上野毛地区

中町・上野毛地区の位置図及び浸水被害箇所を図 3.5、図 3.6 に示します。

図 3.5 中町・上野毛地区の位置図

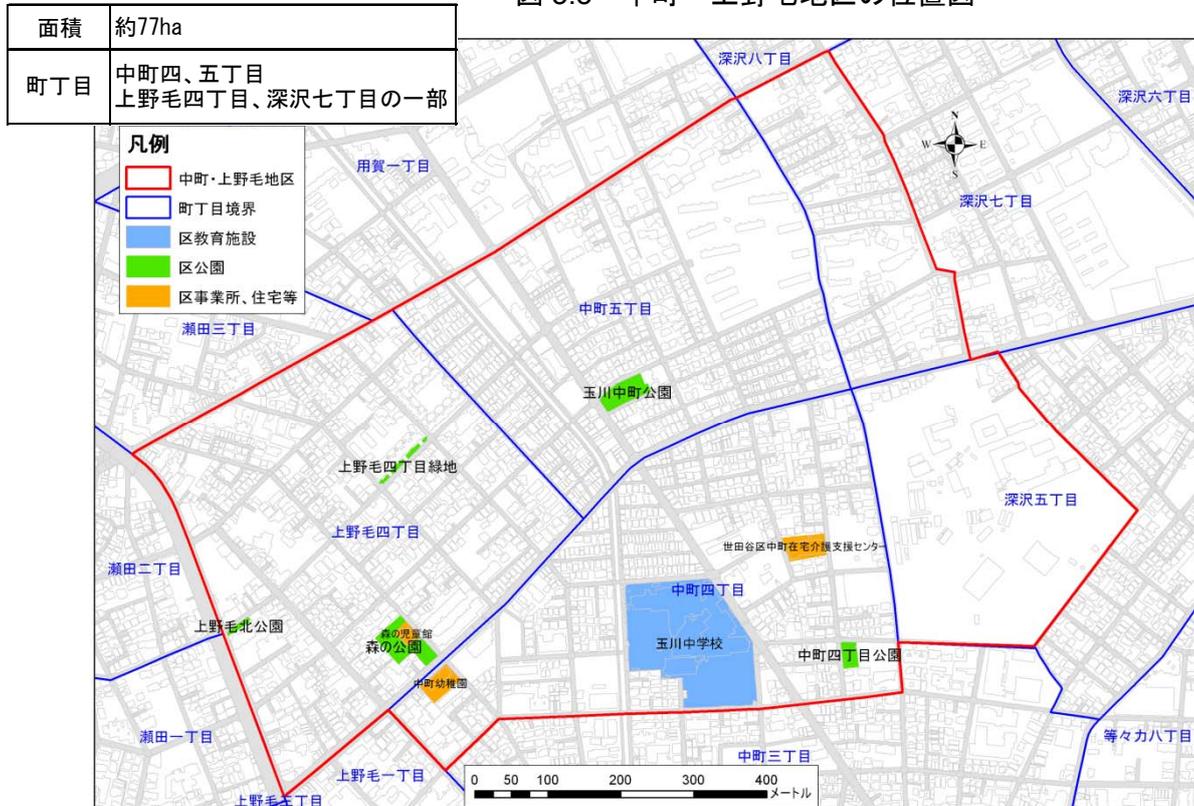
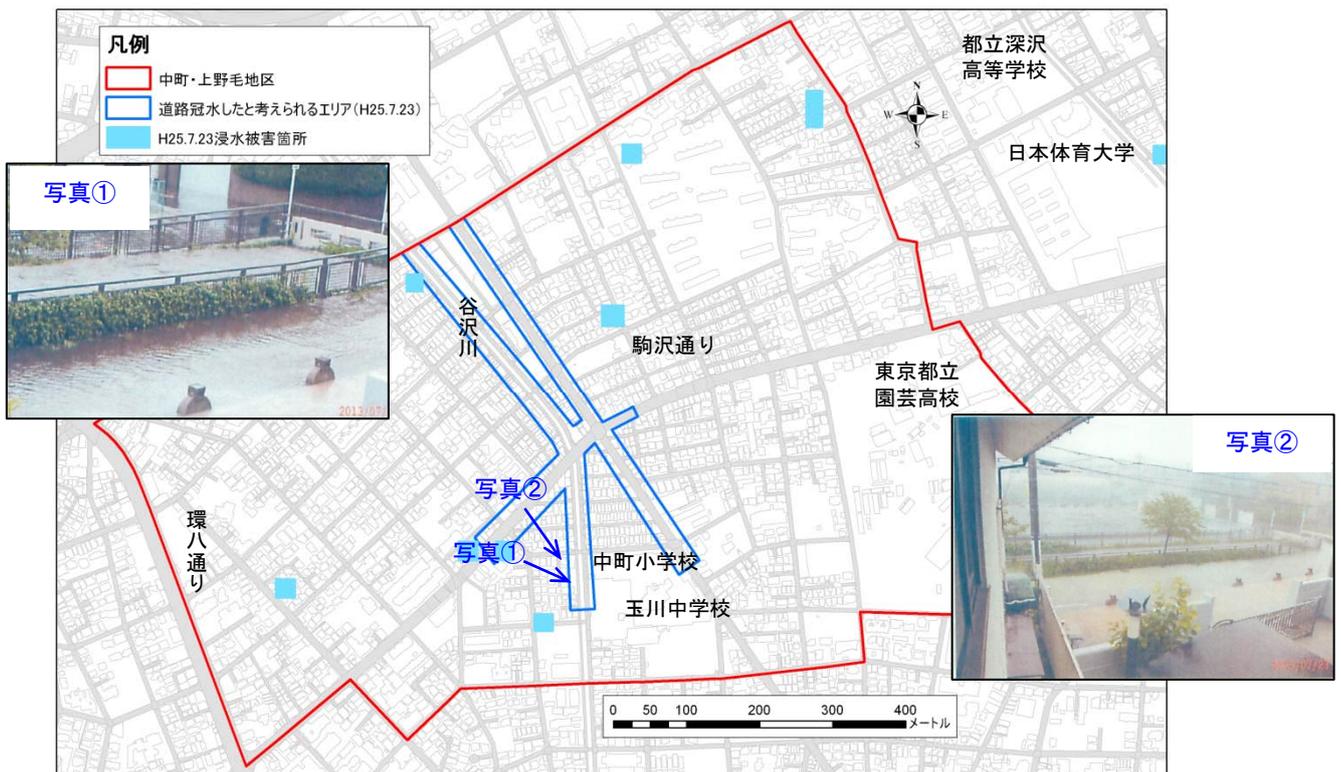


図 3.6 中町・上野毛地区の浸水被害箇所（H25.7.23）



3.4.1 中町・上野毛地区の行動計画

(1) 河川・下水道の整備

【目標】

概ね時間 50 ミリ相当の降雨に対応することを目指して、河川整備及び下水道雨水管の整備を進める。

【取組内容等】

- ①谷沢川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ②下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①当該地区の下流に位置する谷沢川は時間 50 ミリ相当の降雨に対応できていないことから、当該地区下流の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。
- ①②「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川流域の総合治水対策の早期検討・実施及び谷沢川流域における河川整備計画の早期策定並びに河川改修整備事業の早期実施を都に対して継続的に要請する。

(2) 流域対策

1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

【目標】

区が管理する教育施設における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

- ①区が管理する教育施設の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①地区内で区が管理する教育施設は 2 校存在する。単位対策量を 1,000 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 3,500 m³の流域対策が可能となる。

表 3.14 地区内で区が管理する教育施設の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)	備考
中町小学校	11,438	1,000	1,140	1m ³ 実施
玉川中学校	23,949	1,000	2,390	342m ³ 実施
計	35,387	-	3,530	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

2) 公園・広場等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する公園における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

①区が管理する公園（敷地面積 1,000 m²以上）の単位対策量を、600 m³/ha 以上から 1,000 m³/ha 以上に強化して、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内で区が管理する公園・広場等は6箇所存在する。単位対策量を強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約600 m³の流域対策が可能となる。

表 3.15 地区内で区が管理する公園・広場等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
上野毛北公園	248	600	10	-
瀬田三丁目公園	987	600	60	-
玉川中町公園	1,841	1,000	180	164m ³ 実施
中町四丁目公園	767	600	50	19m ³ 実施
森の公園	2,303	1,000	230	17m ³ 実施
上野毛四丁目緑地	432	600	30	24m ³ 実施
計	6,578	-	560	-

※公園の流域対策量としては敷地面積全域を見込んだ値である

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

3) 事業所、住宅等における流域対策の強化

【目標】

区が管理する事業所・住宅等における流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

①区が管理する事業所・住宅等の単位対策量を 600 m³/ha 以上として、雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

①区内で区が管理する事業所、住宅等は 3 箇所存在する。流域対策を推進して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 200 m³の流域対策が可能となる。

表 3.16 地区内で区が管理する事業所、住宅等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能対策量 (m ³)	備考
世田谷区中町在宅介護支援センター	1,764	600	110	-
中町幼稚園	1,468	600	90	-
森の児童館	607	600	40	-
計	3,839	-	240	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

4) 道路における流域対策の強化

【目標】

区が管理する道路における流域対策をさらに推進するため、単位対策量を強化することにより、流域対策を推進する。

【取組内容等】

①区が管理する道路の単位対策量を、600 m³/ha 以上に強化して雨水貯留浸透施設を設置する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

①地区内には、約 105,000 m²の区道が存在する。単位対策量を 600 m³/ha に強化して雨水貯留浸透施設を設置すると、約 6,300 m³の流域対策が可能となる。

5) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

【目標】

国、都、公共公益機関による事業を推進するため、教育施設、公園及び道路の単位対策量を強化するとともに、国、都、公共公益機関の管理施設への流域対策を促進し、流域対策をさらに推進する。

【取組内容等】

①国、都、公共公益機関の管理施設において、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

①国や都、公共公益機関等の改築等にあわせて、単位対策量に基づく雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

表 3.17 地区内国、都、公共公益機関等の敷地面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)	備考
都立園芸高等学校	91,027	600	5,460	146m ³ 実施
世田谷中町郵便局	107	600	10	-
計	91,134	-	5,470	-

出典:「土地利用現況調査」(平成 23 年度)世田谷区

6) 民間施設における流域対策の強化

【目標】

民間施設における流域対策を強化するため、PRや助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

【取組内容等】

- ① PR活動や助成制度の見直しなどにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅における雨水貯留浸透施設（雨水タンクを含む）の設置を促進する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ① 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容や区提案型協働事業を活用したPRを実施し、雨水貯留浸透施設の設置を地形に応じて促進する。
- ② 「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」を見直すことにより、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。
- ② 既存住宅や駐車場等における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、助成制度の説明やパンフレットの配付等によるPRを行う。

表 3.18 地区内の既存住宅の敷地面積規模別棟数、面積及び単位対策量に基づく対策量

施設の名称	敷地面積 (m ²)	単位対策量 (m ³ /ha)	実施可能 対策量 (m ³)
100m ² 未満	45,530	300	1,370
100m ² 以上150m ² 未満	86,899	300	2,610
150m ² 以上200m ² 未満	63,633	300	1,910
200m ² 以上250m ² 未満	43,530	300	1,310
250m ² 以上500m ² 未満	86,896	300	2,610
500m ² 以上1,000m ² 未満	58,190	600	3,490
1,000m ² 以上	132,413	600	7,940
計	517,091	-	21,240

出典:「土地利用現況調査」(平成23年度)世田谷区

(3) 家づくり・まちづくり対策

【目標】

浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の促進を目指す。

【取組内容等】

- ①家づくり対策を促進するため、止水板等の設置促進方策や建物の耐水化等のパンフレットにより、浸水対策等のPRを実施する。
- ②地区街づくり計画策定・改定時において、豪雨対策に関する事項を盛り込むことについて地区住民と十分協議・調整を行い、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③土のうや水防資機材等の配備について検討する。

【具体の行動】※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①区民自らが行う浸水被害に強い家づくり対策を促進するため、止水板の設置促進方策を検討する。
- ①地下・半地下の建物における浸水対策としては、止水板の設置だけでなく、家庭のごみ収集袋やプランターを用いた簡易水防工法により、地下・半地下への雨水の進入を抑制することが可能である。区では、浸水被害を軽減するための方法を示したパンフレットを作成しており、今後は、このパンフレットを出張所、まちづくりセンター、集会場等の区民利用施設に配布し、区民の方々へ周知する。
- ①建築物の新築や改築時において、高床式の構造や敷地の周りを塀で囲む等の建物の耐水化が図られるように、チラシ、パンフレット等による周知を行う。
- ①地下・半地下建物の実態調査を実施する。
- ②地区街づくり計画に、雨水貯留浸透施設の設置や雨水タンクの設置等の豪雨対策内容を盛り込むことについて、地区住民と協議・調整を行い、浸水に強い家づくり・まちづくりを推進する。
- ③ゲリラ豪雨発生時には、土のうを配る前に浸水被害が発生する可能性がある。そのため、区管理施設やそれ以外の施設への土のうや水防資機材の配備について検討する。
- ③土のうステーション（区民が自由に土のうを取り出せる土のう置場）を地区内に設置する。
- ③土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、地区内の浸水箇所や土のうステーションの近隣にPRする。

(4) 避難方策

【目標】

豪雨から区民の生命・身体の安全を守るため、適切な情報提供や避難誘導態勢の整備を行うとともに、避難誘導態勢に基づく避難訓練を定期的を実施し、区民自らが生命・身体の安全を守れるようなしくみの構築を目指す。

【取組内容等】

- ①豪雨発生時に適切な情報提供を行う。
- ②豪雨時において、迅速な避難が行えるよう、地区住民とともに垂直避難も含めて検討する。
- ③災害時要援護者が迅速に避難できるような避難・誘導方策について検討する。

【具体の行動】 ※番号は【取組内容等】の番号と対応

- ①エフエム世田谷を活用して、避難時に必要となる情報の提供を行う。
- ①谷沢川の洪水・氾濫による水害等についての情報や状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを設置する。
- ②水害に対する備えについて、パンフレット等により周知する。
- ②豪雨発生時における適切な避難誘導態勢の整備のために、適切な誘導指針づくりや検討の場を設けるとともに、地区住民と連携を図りながら避難誘導態勢を検討、整備する。
- ③災害時要援護者の安全な避難を目指して、災害時要援護者の支援に関する協定書に基づく助けあい活動を実施する。
- ③大学等の施設や近隣マンションの共用部分等を、避難場所として活用するため、管理者との避難に関する協定締結を推進する。

4. 進行管理等

4.1 実施主体

「行動計画」は区、区民、事業者、国、都等それぞれが実施主体となる計画であり、それぞれの実施主体が連携・調整・協力しながら進めていかなければなりません。

「行動計画」を着実に実施していくためには、区だけでなく、区民、事業者、国、都等が役割に応じた責任を果たしながら連携し、協力することが何よりも重要です。

各施策の実施主体は表 4.1 のとおりです。

※ “雨水の利用の推進に関する法律” では、国、都道府県、市町村の公共団体が雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施する。事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、公共団体が実施する施策に協力するように努めるとなっています。

表 4.1 「行動計画」における各施策の実施主体

豪雨対策の取組についての4つの方針	具体的な取組	施策の内容	実施主体					
			区	国	東京都	公共公益機関	区民	事業者
「河川、下水道整備」の推進	河川の整備	野川、谷沢川流域における河川整備	○		○			
		丸子川流域における河川整備	○					
		区管理水路等の整備	○					
	下水道の整備	合流式下水道区域の下水道整備	○		○			
		分流式下水道区域の下水道整備	○		○			
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	教育施設(小学校・中学校)における流域対策の強化	○					
		公園・広場等における流域対策の強化	○					
		事業所、住宅等における流域対策の強化	○					
		道路における流域対策の強化	○					
	国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	国、都の管理施設・管理道路における流域対策の強化		○	○			
		公共公益機関の管理施設における流域対策の強化				○		
		鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設における流域対策の強化				○		
	民間施設における流域対策の強化	大規模民間施設における流域対策の強化	○				○	○
		小規模民間施設における流域対策の強化	○				○	○
		私道における流域対策の強化	○				○	○
		既存住宅における流域対策の強化	○				○	
	雨水利用の促進	雨水利用施設の設置促進	○	○	○	○	○	○
		雨水タンクの設置促進	○	○	○	○	○	○
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の事前周知の推進	○						
	浸水被害に強い家づくりの促進	○				○	○	
	地区まちづくりのしくみづくりの促進	○				○	○	
「避難方策」の強化	情報提供の充実	○						
	避難誘導態勢の整備・強化	○				○	○	

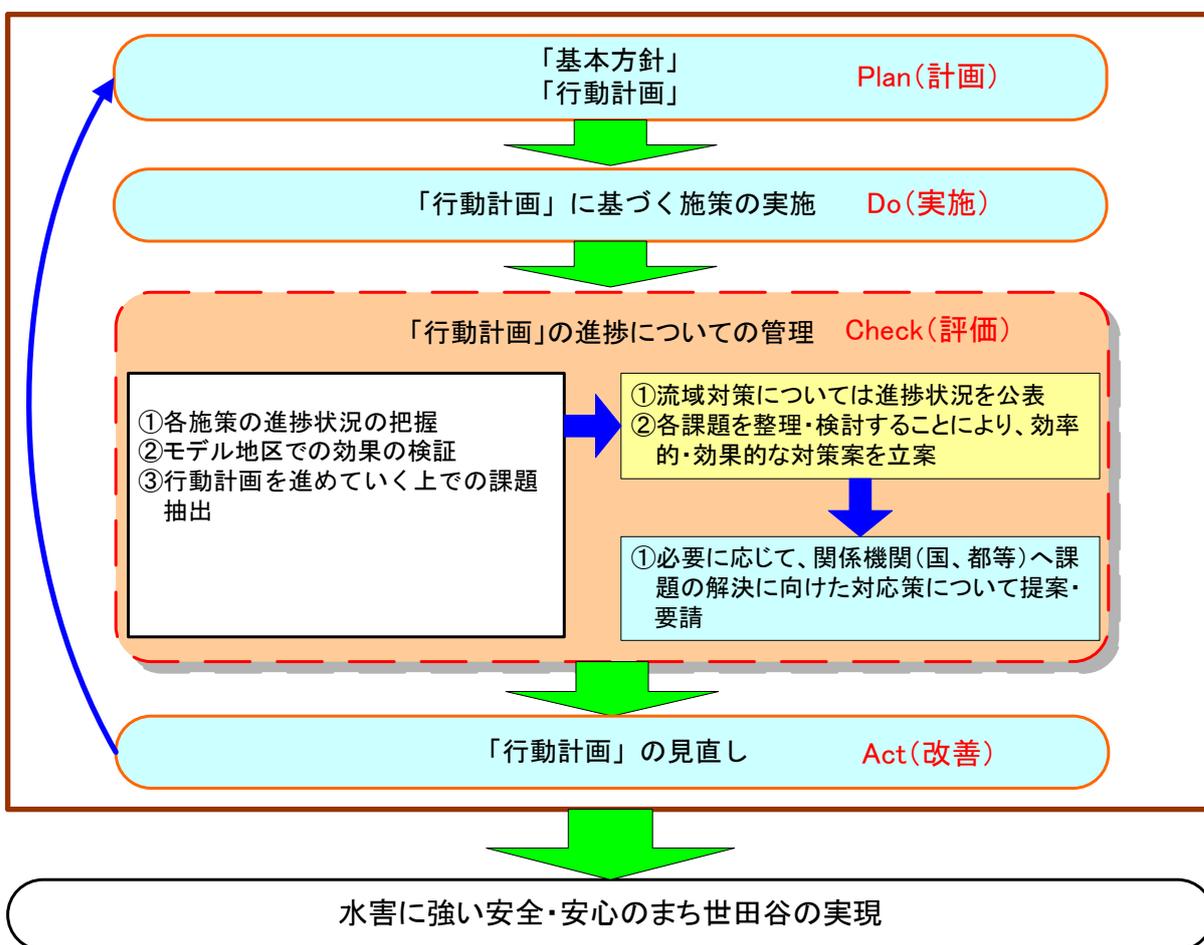
4.2 進捗管理

「行動計画」は、豪雨対策の実現に向けた区での取組の指針となるものであることから、計画策定後も、計画に従って施策が確実に遂行されているかをチェックし、適宜見直していくことが重要です。

進捗管理の考え方としては、図 4.1 に示す PDCA サイクルに基づいて、施策の実施状況の管理を行います。また、計画策定後においても、豪雨対策の推進に関する会議を開催し、施策の進捗状況を報告するとともに、「行動計画」を進めていく上での課題やモデル地区を事例とした効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等について整理・検討を行います。

会議で抽出した課題や効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等を、「行動計画」見直し時に反映することにより、さらなる施策の推進を図ります。

図 4.1 進捗管理のフロー



4.3 区及び都における主な整備内容の一覧

表.2 区及び都における主な整備内容の一覧

河川流域名	区	都		
		河川	下水道	
多摩川水系	野川	・下水雨水管の受託整備	・50 ミリ改修を実施中 ・下水雨水管を整備中	
	鎌田 1・2 丁目	・モデル地区(鎌田 1,2 丁目) ・下水雨水管の受託整備		
	仙川	・下水雨水管の受託整備	・50 ミリ改修を実施中 ・下水雨水管を整備中	
	谷沢川	—	—	
	用賀・上用賀	・モデル地区(用賀 3,4 丁目・上用賀地区)	・河川整備計画を検討中	・谷沢川雨水幹線(貯留管)を整備
	中町・上野毛	・モデル地区(中町・上野毛地区)		—
	丸子川	・下水雨水管の受託整備	—	・谷川雨水幹線を整備中
	桜丘4丁目	・道路に雨水貯留施設を設置中	—	・谷川雨水幹線主要枝線を整備中
目黒川水系	蛇崩川	—	—	・子の神公園雨水調整池を設置 ・豪雨対策緊急プラン(75 ミリ対策)を実施予定
	上馬・弦巻	・モデル地区(上馬・弦巻地区)	—	・小泉公園調整池を設置
	烏山川	—	—	—
	桜・世田谷	—	—	・豪雨対策緊急プラン(小規模緊急対策)を実施予定
呑川水系	呑川	—	—	・豪雨対策緊急プラン(75 ミリ対策)を実施予定
	九品仏川	—	—	—
	奥沢・尾山台	—	—	・豪雨対策緊急プラン(小規模対策)を実施予定

赤字：行動計画策定後に追加された対応策

世田谷区豪雨対策行動計画(後期)
(平成 26 年度～平成 29 年度まで)

平成 26 年 月発行

編集・発行：世田谷区 土木事業担当部 土木計画課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
TEL 03-5432-2365 FAX 03-5432-3026